

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月19日

【事業年度】 第14期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 ポート株式会社

【英訳名】 PORT INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 春日 博文

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	国際財務報告基準					
	移行日	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2020年4月1日	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上収益 (百万円)	-	4,689	6,994	11,364	15,580	21,963
税引前当期利益 (百万円)	-	159	564	1,658	2,146	2,932
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	-	160	332	1,074	1,456	1,887
当期利益 (百万円)	-	160	365	1,232	1,530	1,881
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	-	156	331	1,041	1,475	1,564
当期包括利益 (百万円)	-	156	364	1,198	1,549	1,558
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	1,838	2,022	2,367	3,242	6,752	8,511
総資産額 (百万円)	4,388	6,755	10,322	11,435	16,235	22,729
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	164.38	179.76	209.27	291.39	516.53	638.59
基本的1株当たり当期利益 (円)	-	14.31	29.03	96.57	118.23	142.50
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	-	13.82	28.13	93.06	113.99	139.56
親会社所有者帰属持分比率 (%)	41.9	29.9	22.9	28.4	41.6	37.4
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	-	8.3	15.1	38.3	29.1	24.7
株価収益率 (倍)	-	53.4	26.1	18.7	19.5	12.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	187	614	1,339	1,031	2,066
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	1,232	469	507	2,144	5,051
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	1,192	1,406	921	1,037	1,729
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,264	2,411	3,962	3,872	3,797	2,543
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	- 〔 - 〕	217 〔 83 〕	311 〔 144 〕	375 〔 102 〕	521 〔 113 〕	677 〔 128 〕

- (注) 1. 第11期より国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
2. 当社は、第10期より連結財務諸表を作成しているため、移行日については連結経営指標等に代えて、提出会社の経営指標等を記載しております。
3. 第14期において一部連結子会社を非継続事業に分類しております。これにより、第13期、第14期の売上収益、税引前当期利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。詳細は「連結財務諸表注記23. 非継続事業」をご覧ください。

回次	日本基準	
	第10期	第11期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (百万円)	4,704	6,979
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	62	34
親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (百万円)	52	154
包括利益 (百万円)	52	124
純資産額 (百万円)	2,078	2,798
総資産額 (百万円)	6,378	9,825
1株当たり純資産額 (円)	184.38	171.59
1株当たり当期純損失 ( ) (円)	4.70	13.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	32.5	22.2
自己資本利益率 (%)	2.5	7.1
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	129	507
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,432	469
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,450	1,513
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,411	3,962
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	217 〔 83 〕	311 〔 144 〕

- (注) 1. 第11期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
3. 第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	3,921	4,906	6,644	8,518	10,206
経常利益	(百万円)	211	91	934	716	562
当期純利益	(百万円)	211	45	569	625	847
資本金	(百万円)	827	934	944	2,424	2,556
発行済株式総数	(株)	11,708,220	12,041,890	12,130,220	13,816,090	14,046,990
純資産額	(百万円)	2,343	2,639	3,081	7,082	7,698
総資産額	(百万円)	6,340	8,210	8,810	14,028	17,894
1株当たり純資産額	(円)	207.89	212.05	250.44	534.56	576.46
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	2.00 (-)	2.50 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	18.91	3.97	51.15	50.75	63.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	18.26	3.85	49.29	48.93	62.66
自己資本比率	(%)	36.9	29.2	31.6	49.8	42.9
自己資本利益率	(%)	9.1	1.9	22.0	12.8	11.6
株価収益率	(倍)	40.4	190.7	35.2	45.3	28.6
配当性向	(%)	-	-	-	3.9	3.9
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	203 〔42〕	259 〔90〕	306 〔64〕	445 〔75〕	584 〔101〕
株主総利回り	(%)	149.5	148.1	352.6	450.5	358.4
(比較指標：東証 グロース市場250指数)	(%)	194.0	127.4	120.9	120.4	105.1
最高株価	(円)	1,384	1,765	1,850	2,930	2,340
最低株価	(円)	474	635	586	1,402	1,312

- (注) 1. 第10期から第12期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものを記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
4. 2025年3月期の1株当たり配当額2.5円については、2025年6月20日開催の第14期定時株主総会の決議事項になっております。

## 2 【沿革】

当社創業者の春日博文は、就職活動を通じて、日本には数多くの社会課題が存在し、また置き去りにされ続けていることに強い課題意識をもちました。また大学卒業を間近に控えた頃、東日本大震災が発生し、自身の無力さを痛感するとともに、社会課題や社会の負債と向き合いビジネスを通じてそれらの解決を目指していくことを覚悟し、創業しました。

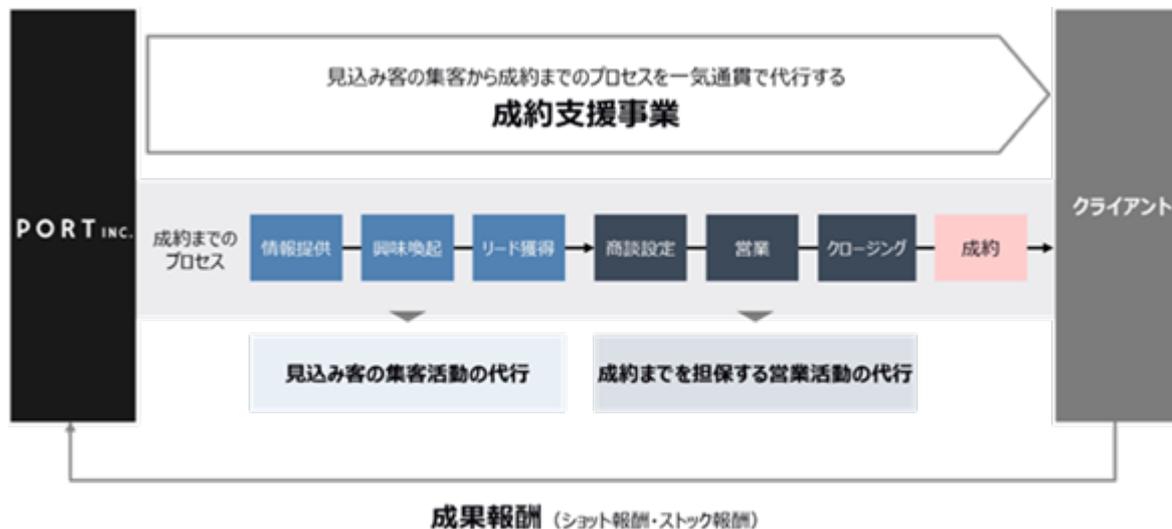
当社設立以降の主な沿革は、以下のとおりであります。

年月	事項
2011年4月	東京都渋谷区渋谷において、ソーシャルメディアを利用した人材採用支援事業を目的として、株式会社ソーシャルリクルーティング(資本金0.5百万円)を設立
2011年5月	第三者割当増資により、資本金4百万円に増資
2011年10月	本社を東京都渋谷区東に移転
2012年3月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
2013年2月	プライバシーマーク取得
2013年3月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2014年5月	第三者割当増資により、資本金78百万円に増資
2014年6月	仕事・キャリア選択のノウハウサイト「キャリアパーク!」の運用開始に伴い、キャリア領域メディアスタート
2015年3月	本社を東京都新宿区西新宿に移転 商号をポート株式会社に変更
2015年11月	遠隔診療サービス「ポートメディカル」を運用開始
2016年1月	第三者割当増資により、資本金369百万円に増資
2016年4月	宮崎県日南市サテライトオフィスを設立
2016年6月	お金に関するライフサポート型サイト「マネット」の運用開始に伴い、ファイナンス領域メディアスタート
2016年7月	東京都新宿区西新宿にサテライトオフィスを設立
2017年1月	知っておくべき病気の知識を提供する医療情報サイト「オンラインクリニック」の運用開始に伴い、メディカル領域メディアスタート
2017年3月	第三者割当増資により、資本金377百万円に増資
2017年7月	第三者割当増資により、資本金437百万円に増資
2017年9月	遠隔健康支援サービス「ドクターズダイエット」を運用開始
2017年10月	第三者割当増資により、資本金662百万円に増資
2017年12月	第三者割当増資により、資本金687百万円に増資
2018年3月	資本金を290百万円に減資
2018年12月	東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r d に株式を上場 公募増資により、資本金800百万円に増資
2019年12月	「オンラインクリニック」、「ドクターズダイエット」のサービスを終了等、複数の非注力事業を清算
2020年7月	就活会議株式会社を連結子会社化、就活口コミ情報サイト「就活会議」を運用開始 株式会社ドアーズを連結子会社化、外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」の運用開始に伴い、リフォーム領域メディアスタート
2021年7月	株式会社チェンジと資本業務提携契約を締結、第三者割当増資により資本金927百万円に増資
2021年10月	「外壁塗装の窓口」の利用者に対し、エネルギー領域サービスの提供を開始
2022年1月	株式会社INEを連結子会社化、「エネチョイス」等のマッチングDXメディアの運営開始に伴い、エネルギー領域メディアスタート

年月	事項
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場に移行
2022年 9月	株式会社ジェイックと資本業務提携契約を締結
2022年12月	本社を東京都新宿区北新宿に移転
2023年 7月	株式会社Five Lineを連結子会社化
	株式会社INEを完全子会社化
	ポートエンジニアリング株式会社を株式譲渡
2023年10月	公募増資により、資本金2,424百万円に増資
2024年 1月	株式会社Five Lineを完全子会社化
2024年 2月	Matcher株式会社と資本業務提携契約を締結、Matcher株式会社を当社グループ化
2024年 4月	みん就株式会社を連結子会社化、口コミ就職情報サイト「みん就」を運用開始
2024年 5月	株式会社ドアーズの全株式を譲渡
2024年11月	株式会社ライフアップと資本業務提携契約を締結
2024年12月	株式会社エンクスと資本業務提携契約を締結
2025年 2月	株式会社Diary、株式会社yuthと資本業務提携契約を締結
2025年 3月	系統用蓄電所事業への新規参入に向けた検証開始

### 3 【事業の内容】

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、企業の経営課題である成約活動に対して、高い成約力とマルチチャネルマーケティング力で、成約時に報酬が発生する成果報酬型モデルの成約支援事業を展開しております。日本の労働市場が抱える少子高齢化に伴う労働人口の減少及び労働生産性の低下という課題に対し、企業の人材採用、販促活動において、現在は人材領域及びエネルギー領域を中心に成約支援事業を展開しております。クライアント（法人顧客）の見込み客となるユーザー集客から成約までを一気通貫で支援し、成果報酬型の成約支援事業を通じてクライアントの採用・販促活動のリスクを最小化させることを目指しております。



#### (1) 成約支援事業のターゲット市場

当社グループでは、クライアントにとっては、競争環境が厳しく、ユーザー獲得（採用・受注）難易度が高い領域、ユーザーにとっては人生での体験回数が少なく、意思決定の難易度が高い領域、それらクライアントとユーザーの双方の課題が重なり合う市場は当社ビジネスモデルの有効性を発揮しやすいと考え、成約支援事業を展開しております。なお、当社ではこれらの対象市場を「非日常領域」と定義しております。



## (2) 成約支援事業各領域の特徴

領域区分	主なサービスの名称	サービス内容
人材領域	就活生向け企業口コミ情報サイト「就活会議」 国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク！」 就活生と企業のマッチングサービス「キャリアパーク！就職エージェント」 口コミ掲載型の就活生同士のコミュニティサイト「みんな就」	未就業、未経験の若手人材に特化した人材採用支援サービス
エネルギー領域	ユーザーと電力・ガス事業者のマッチングプラットフォーム「エネチョイス」「引越手続き.com」	電気・ガス事業者向け販促支援サービス
新規・その他領域	カードローン情報サイト「マネット」	マッチングサービス

## 人材領域

人材領域では、主に未就業、未経験の若手人材の就職を支援する人材会社向け送客ビジネス「アライアンスサービス」と求人企業へ直接人材を紹介する「人材紹介サービス」を提供しております。いずれも当社グループの潤沢な会員基盤を活用した企業への人材支援を行っております。

「就活会議」は、就職活動を行う学生に向けて、企業の口コミや選考体験談を提供する国内最大級の就活生向け企業口コミ情報サイトです。ユーザーは、選考・内定を受けた就活生の生の声を通じて、選考プロセス、面接対策など、リアルな情報を得ることができます。これにより、就職活動における情報収集の質を高め、ユーザーの最適なキャリア選択を行うための意思決定を支援します。

「キャリアパーク！」は、就職活動を中心にすべての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイトです。ユーザーに対して就職・転職等に関するノウハウを提供するとともに、求人情報や就職・転職情報を掲載することで、ノウハウの取得だけでなくキャリア選択に繋がる行動を支援します。また会員限定のキャリアアドバイス（職業紹介）や、就活イベント等を提供しており、就職等のノウハウから求人情報、支援サービス、個別相談など、キャリアの悩みに対して総合的に支援する仕組みを整えております。

当社グループでは、ユーザーの就職活動における意思決定プロセスに基づき目的別に設計された様々なプロダクトを展開しております。2024年2月からはOB・OG訪問マッチングサービス「Matcher」、2024年4月からは、就活生同士のコミュニティ型サイト「みんな就」が当社グループに加わり、人材領域におけるプロダクトラインナップの強化を図ってまいりましたが、2025年2月には新卒採用支援市場におけるそれぞれのチャンネルにおいて国内最大規模の企業となるYouTubeチャンネル「しゅんダイアリー」を運営する株式会社Diary及び、就職活動における筆記試験対策アプリを開発、運営する株式会社yuthとそれぞれ資本業務提携契約を締結いたしました。ユニーク会員数は、約63万人となり（2025年卒会員、2025年3月末時点）、国内最大規模の新卒会員基盤を保持するグループ企業へと成長を遂げております。

## エネルギー領域

2022年1月に子会社化した株式会社INE、2023年7月に子会社化した株式会社Five Lineを中心に、電力・ガス事業者へ成約支援サービスを提供しております。電気代・ガス代の見直しニーズのあるユーザーと電力事業者のマッチングサイト「エネチョイス」や、引越し時に役立つ電気・ガス手続き支援サイト「引越手続き.com」を運営しております。当社グループのWEBの集客力と意思決定まで支援するインサイドセールス力による洗練された成約力を保有し、成約支援の完全内製による高い成約率が強みとなっております。

エネルギー領域においては、成約件数が増加すると市場内でのプレゼンスが向上し、それにより成約単価上昇・成約売上上昇となり、更に積極的なマーケティング投資を行えることで成約件数の更なる増加につながるサイクルとなるため、成長サイクルにおける最重要ポイントは、総成約件数の最大化にあると考えております。その総成約件数の最大化に向けて自社の経営資源を活用した成長（オーガニック成長）をメインドライバーとしながら、M&Aによるロールアップでの外部リソースも活用した成長（インオーガニック成長）の両輪で事業を推進しております。インオーガニック成長については、総成約件数の最大化を更に加速させるために、M&A形式のロールアップ戦略に加え、マイノリティ出資と併せて、商流統合の実施を前提とする資本業務提携形式のロールアップ戦略も積極的に実行することで、多角的なアプローチによるシェア拡大を図る方針を掲げております。

上記の方針に基づき2024年11月に株式会社ライフアップ、同年12月に株式会社エンクスとの資本業務提携契約を締結し、リアル販路の拡大やM&Aによるシナジーを發揮させることで、市場における当社グループのプレゼンスが向上し、2025年3月期はグループ年間約90万件の成約実績を誇る国内最大規模の成約支援事業者として大きく成長を遂げております。

新規・その他領域

当社グループの新たな柱となる新規事業への投資も行っております。具体的には、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイト「マネット」など、これまで培ってきたビジネスオペレーションノウハウを活かした事業開発を進めております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 就活会議株式会社	東京都新宿区	29	成約支援事業 (人材領域)	100.0	就活生向け企業口コミサイト「就活会議」の運営 役員の兼任 1名 管理業務の受託
みんな就株式会社	東京都新宿区	26	成約支援事業 (人材領域)	100.0	口コミ就職情報サイト「みんな就」の運営 役員の兼任 1名 資金の貸付 管理業務の受託
株式会社INE (注) 1, 3	東京都新宿区	50	成約支援事業 (エネルギー領域)	100.0	電気事業者とのマッチング サイト「エネチョイス」の 運営 役員の兼任 1名 管理業務の受託
株式会社Five Line	大阪府大阪市 中央区	50	成約支援事業 (エネルギー領域)	100.0	ユーザー向け電気ガス比較 サービスほか 役員の兼任 1名 管理業務の受託
その他6社	-	-	-	-	-
(持分法適用会社) 株式会社HRteam	東京都渋谷区	5	成約支援事業 (人材領域)	20.0	人材紹介サービスほか 役員の兼任 1名 管理業務の受託

- (注) 1. 特定子会社であります。  
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 3. 株式会社INEについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上収益	7,934百万円
	税引前当期利益	962 "
	当期利益	587 "
	資本合計	2,079 "
	資産合計	3,768 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
成約支援事業	677 (128)
合計	677 (128)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
584(101)	28.5	2.9	4,784

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が139名増加しておりますが、主として業務の拡大に伴う新卒採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 提出会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2025年3月31日現在

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
25.24	33.3	21.0	23.0	159	属性(勤続年数、役職等)が同じ男女労働者間での賃金の差異はありません。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(補足説明)

1. 当社では女性を含む若手人材の人材開発を経営上の重要テーマと位置付けており、管理職候補の育成講座「PORT DOJO」などOJT/OFFJT含め計画的に人材開発投資を実施しております。
2. 当社では性別に関係なく、当社従業員が育児休業等を公正に取得できる環境の整備を心がけており、事業責任者や管理監督者に対する啓もうや積極的な取得推進を図ることで全社への浸透を図っております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、企業の経営課題である成約活動に対して、高い成約力とマルチチャネルマーケティング力で、成約時に報酬が発生する成果報酬型モデルの成約支援事業を展開しております。労働人口減少という社会的負債に対して、ROIが明確なサービス提供を通じて、企業の掛け捨てリスクをゼロにし、企業、そして社会全体の生産性向上に貢献を目指しております。

#### (2) 経営戦略等

##### 基本戦略

当社グループは、少子高齢化・生産年齢人口の減少、労働生産性が低下する日本社会において、企業における販促活動、人材採用の効率化を最も解決すべきテーマと特定し、集客から成約まで一気通貫で支援し、なおかつ企業にとって導入リスクの低い成果報酬型サービスを展開することを基本戦略として掲げております。

##### 中長期成長戦略

当社グループは2030年3月期を最終年度とする5ヵ年中期経営計画を2025年5月14日に公表いたしました。2030年3月期の売上収益800億円、EBITDA130億円の達成に向けCAGR30%以上の成長を継続するために、以下の5ヵ年目標と3つの成長戦略を掲げております。フリーキャッシュフローの最大化を長期方針に掲げ、中長期のEBITDAの最大化を達成するにあたり、オーガニック成長への投資、収益モデルのポートフォリオ化、インオーガニック成長への投資を中期成長戦略として掲げております。



マイルストーン	2025年3月期 現状	~2028年3月期 既存領域でのシェアNo.1	~2030年3月期 周辺領域におけるシェア拡大
① ストック利益比率 <sup>※1</sup>	23.9%	30%以上	40%以上
② エネルギー領域		個人向け低圧電気の成約支援市場でシェアNo.1 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人領域でのシェア拡大</li> <li>電力事業者に対する業務支援（通電支援、電力調達等）の更なる拡大</li> </ul>
② 人材領域		新卒紹介市場でシェアNo.1 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新卒採用支援市場全体でシェア拡大</li> <li>若年層（既卒、第二新卒、20代）の就職支援等の周辺領域におけるシェア拡大</li> </ul>
③ その他領域		新たな収益の柱となる新規事業の創出 M&Aによる新規領域への展開	

※1 全社EBITDAに対するストック利益の割合。 ※2 成約件数ベース

a. ストック利益への転換

「収益のポートフォリオ化」を掲げた当社グループの第2次中期経営計画では、これまで成果報酬型ビジネスの大部分を占めていたショット型収益から、ストック型収益の比率を高めることで、総収益の向上と成長の確実性を追求する方針を掲げておりました。その結果、2023年3月期から2025年3月期までの3年間で、将来利益を累計3,074百万円積み上げることができ、着実にストック利益を成長させることができたと評価しております。EBITDAに占めるストック利益の比率は、2023年3月期には4.6%でしたが、2025年3月期には23.9%にまで大きく増加しました。今後は、毎年の増収増益を前提に積極的な将来利益の獲得を推進し、2030年3月期までにこの比率を40%まで引き上げ継続成長の蓋然性を高めてまいります。

b. 既存事業の圧倒的地位確立

既存事業である人材・エネルギー領域を中心に圧倒的な地位確立と参入障壁の構築を目指して、オーガニック・インオーガニック両面での投資を徹底してまいります。

具体的には、人材領域では、圧倒的な会員基盤を活用し、新卒紹介市場でのシェアを早期にNo.1の達成を目指すとともに、蓄積した顧客基盤や会員データを活用し最も隣接する既卒・第二新卒等の若年層人材紹介市場へ早期参入等を実施し更なるシェア拡大を目指してまいります。エネルギー領域では、最重要指標である総成約件数を最大化させ、個人向け成約支援市場でのシェアを早期にNo.1を目指すとともに、法人向けの成約支援への拡大も図ってまいります。加えて、電力事業者のバリューチェーンに深く入り込み販売活動に関する成約支援及び通電・調達活動に関する業務支援を一気通貫で提供することで、電力事業者にとって必要不可欠な存在となることを目指してまいります。

c. 新規領域参入を目指したM&A

当社グループにおける成約支援事業の更なる拡大にあたって、M&Aを主要戦略の一つとして位置付けております。中期経営計画期間中においては、既存事業のロールアップ型M&Aだけでなく、次の柱となる新領域の成果支援事業への参入を目指したM&Aについても積極的に推進してまいります。M&Aの推進にあたっては、投資規律を明確化し、既存領域（人材・エネルギー領域）および新領域におけるM&Aターゲットを具体的に特定しております。これにより、既存事業のロールアップを主軸とした集客チャネルの強化を目的とするM&A機会を積極的に模索するとともに、中長期的な成長性を確保するための周辺事業および新領域におけるM&Aも実施してまいります。

(3) 競争優位性

当社グループの売上収益を構成する主なKPIとして「集客件数×成約率×成約単価」を重要指標と認識しております。それら重要指標を拡大するにあたり、重要項目である「集客件数」「成約率」「成約単価」に対して、競争力の源泉となる「WEBマーケティング」と「セールス（成約支援組織）」の2つの優位性を有しております。

横展開の拡張性を持つ広大な市場規模

企業の経営課題である販促費と採用費を合わせた約17兆円の巨大な市場をターゲットとしており、成約支援事業を通じて大きな成長余地があると考えております。当社グループでは、企業にとって成約コストが高く、ユーザーにとって意思決定が難しい「非日常領域」において成約支援事業を優先的に展開しております。

掛け捨てリスクゼロの成果報酬型の料金体系

従来のインターネットメディア事業が集客数を成果地点とする掛け捨て型であるのに対し、当社グループは成約時に報酬が発生する成果報酬型モデルを採用しております。これにより、顧客のサービス導入ハードルが下がり、顧客基盤の拡大と長期的なリレーション構築による成約件数・成約単価の向上が期待されます。

高い成約率を実現する成約支援組織に裏付けされた成約力

成約支援組織を内製化し、採用力、組織開発力、テクノロジーを活用することで高い成約率を実現しております。特に、新卒・中途採用における高い人材採用力と、入社後の成果状況を鑑みた採用活動の高速PDCAを強みとし、組織拡大に伴う組織開発にも注力し、高い定着率を維持しております。

マルチチャネルマーケティングによる集客力

集客に特化した自社プロダクト群とWEBマーケティングのノウハウにより、広範な集客チャネルを展開し、大量

の見込み客の獲得を可能とする高い集客力を保持しております。また、成約支援組織を通じた高い成約力があるため、ユーザー数が多く集客コストが低い潜在層からも集客が可能であり、単一チャネルへの依存度を低減し事業リスクを軽減しています。普遍性の高い非日常領域のコンテンツに投資することで、安定的な集客と継続的なアクセスを確保しております。

#### 成約件数の最大化が競争優位性につながるボリュームインセンティブ型の市場構造

当社が展開する成約支援事業は、成約件数が増加することで市場でのプレゼンスが向上し、結果として成約単価の上昇につながる市場構造を持っています。成約単価の上昇は集客施策の許容CPA（顧客獲得単価）を上げ、市場における競争力をさらに高める好循環を生み出しております。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、株主価値向上のため、中長期的にはROE（自己資本利益率）を最大化していく方針であります。短期的には売上を増加させ利益を安定的に出す体制を構築することに注力しております。2024年3月期から収益のポートフォリオ化を成長戦略の一つとし、主にエネルギー領域において1成約ごとにショット型で収益が発生するショット型契約での成約件数を増やすとともに、ユーザーの利用状況に応じて毎月収益が発生するストック型契約の成約件数の積み上げを行っており、継続的な利益成長の蓋然性向上に努めております。そのため、現在は売上収益及びEBITDA（営業利益＋減価償却費＋固定資産除却損及び評価損益＋株式報酬費用）に加え、将来利益（1件の成約によって将来生まれる総利益）を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として取締役会等でモニタリングを行っております。

また、当社グループは、2026年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画を推進しており、最終事業年度である2030年3月期には、売上収益800億円、EBITDA130億円の達成を目指しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの経営方針及び経営戦略を実行していくうえで、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

##### （特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題）

#### 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループのサービスの知名度を向上させ、ユーザーの意思決定までに必要な良質な情報を提供することで新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また既存プロダクトにおいてユーザーの立場に寄り添った良質な情報を蓄積していくことや、様々な角度からユーザーニーズを満たすべく複数プロダクトを展開することにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。

#### 成約支援組織の拡大及び生産性の維持

当社グループは、WEBマーケティングによって集客したユーザーを洗練させた成約支援組織による意思決定支援を行うことで成約につながっております。成約件数を増加させるためには、成約支援組織の人員数を拡大させながら、1人当たりの生産性を低下させない成約支援組織の構築が必要であると考えております。高い成約率と生産性を維持、向上させる体制構築のために、AIをはじめとしたテクノロジー活用による生産性向上、採用体制強化による組織力向上や、独自の教育体制による成約率維持向上に取り組んでまいります。

#### M&A等の事業投資の活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社グループが展開する成約支援事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。また、エネルギー領域においては、総成約件数の最大化を更に加速させるために、資本業務提携形式によるロールアップ戦略も積極的に実行することで、多角的なアプローチによるシェア拡大を図っております。このような事業投資を通じて企業価値向上と、当社グループの総成約件数の最大化を目指してまいります。

#### 内部管理体制及び内部統制の強化

当社グループは、中期経営計画に基づく、積極的な事業投資やM&A等により、事業・組織規模を急速に拡大させております。今後も積極的で適正なリスクテイクを行い、持続的な成長を実現するためには、内部管理体制及び内部統制の継続的な強化が必要であると考えております。第14期においては、グループ内部通報制度を導入し、リスク情報の早期把握と適切な対応を図る体制を整備いたしました。また、インサイダー取引防止等、各種コンプライアンス順守のためのオペレーションについても、その適切な運用状況を確認しており、内部管理体制のリスクは低減傾向にあると認識しております。

また、企業集団の拡大に合わせ、グループ会社管理やリスクマネジメントに関する規程を充実化させ、各社の役員への研修も実施してまいりました。さらに、リスク管理委員会配下に当社の重要事項に関するワーキンググループを設置し、専門的な議論や施策の実施を推進しております。今後も、グループ全体で業務の適正を確保し続けるべく、迅速で網羅的なリスク情報の把握と内部統制への反映、監査等委員会・内部監査によるモニタリングの徹底、役職員への研修の充実化等をグループ全体で実施し、企業集団、組織、事業の規模拡大に合わせ、より強固で実効性の高い内部統制体制の構築に努めてまいります。

#### 優秀な人材の確保と育成

当社グループは、新卒、中途両面から積極的な採用活動を行い人材を確保しており、事業成長を牽引しております。今後も持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を確保・育成し人的資本を拡充させ続けることが重要であると考えており、当社グループでは「人的資本マネジメント方針」を策定しております。同方針では、当社の経営戦略を実行し、中期経営計画を達成すること、ひいてはパーパスを体現する上で必要となる「6つの重要指標」を特定しており、それぞれ目標を定め、各種施策に取り込んでおります。また、リスク管理体制の一環として、リスク管理委員会の配下に人事労務に関するワーキンググループを設置し、人材の育成や労務に関するリスクの把握、対応方針の策定、進捗状況のモニタリング等を行っております。引き続き、同方針に従い、積極的な採用活動と当社グループの経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修の実施や各種人事施策を展開することで、継続的に人材の確保・育成に取り組んでまいります。

#### (その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

##### 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業の開発が重要であると考えております。

当社グループは、就職系プロダクト「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを水平展開及び垂直展開させることで、事業を拡大してまいりました。今後も中長期の競争力確保に繋がる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、継続的に新規事業の開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

#### 情報セキュリティの強化

当社グループにおいては、事業規模の拡大に伴い、保有するユーザーの個人情報や顧客情報が年々拡大しております。当該情報は当社グループの重要な経営資源の一つであり、各種営業機密を適切に保護・管理することが持続的な成長のために不可欠であると考えております。これらの情報資産を適切に管理し、セキュリティリスクを低減するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ対策への積極的な投資を行うとともに、リスク管理委員会の配下に情報セキュリティに関するワーキンググループを設置し、定期的なリスク評価と対策の見直しを実施し、情報セキュリティ体制の適正化を図っております。引き続き、事業・組織規模の拡大、社会的・技術的な動向に合わせ、適切にセキュリティ管理体制を強化し続けてまいります。

#### 技術革新や事業環境の変化への対応

近年の生成AIの急速な発展に伴い、社会全体で劇的な技術革新が進行しており、事業環境はめまぐるしく変化しております。その潮流にプロダクト開発はもとより、管理部門などを含め組織全体で迅速かつ適切に対応していくことが、持続的な成長と競争力維持のために不可欠だと捉えています。

このような認識のもと、当社グループでは、常に最新の技術動向や社会の変化を幅広く把握できる体制を構築し、事業部においては各プロダクトの利用価値を継続的に高めるための技術革新を推進してまいります。例えば、エネルギー領域においては、市場環境の変化に応じて、電力・ガス事業者による新規顧客獲得ニーズや成約単価が変動する状況に迅速に対応し、マーケティング投資の最適化やストック型契約の積み上げなど、柔軟な事業運営を行っております。

さらに、管理部門においても生成AIなどの最新技術の活用を積極的に検討・導入し、専門性の高い分野においても積極的に業務効率化や高度化を図ってまいります。

人の生活にとってなくてはならない就職やエネルギーといった領域において、多くのユーザーとアクセスログを有する当社グループにとって、これらのデータを活用した技術革新を継続するとともに、組織能力の向上と業務効率化を図る改革や透明性の高い強固な管理体制の構築を行っていくことが事業成長の重要な推進力となると考えております。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスとしております。社会が今を優先した結果、これまで積み重ね、残してきた“負債”を100年後の次世代に課題として引き継ぐのではなく、自らが解決すべき社会課題を特定し、提言から実行まで、テクノロジー×リアルで推進し、解決に導くことをグループの目的としております。

そのため、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する最重要規律であるコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの中で、パーパスに従い、当社事業領域における社会課題に対して積極的にそれらの解決を目指すことは当然とし、その上で、当社及び当社経営環境を支えるマルチステークホルダー、また産業や社会の持続可能性を十分に考慮し、当社の存在意義の証明を目指すことと定め、これをサステナビリティに関する基本方針としております。

コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの詳細につきましては当社HPよりご確認ください。

([https://www.theport.jp/ir/assets/pdf/corporat\\_governance\\_guidelines.pdf](https://www.theport.jp/ir/assets/pdf/corporat_governance_guidelines.pdf))

### (2) ガバナンス

#### (a) サステナビリティに関する取締役会の関与の在り方

当社では、「社会的負債を、次世代の可能性に。」というパーパスのもと、上記「サステナビリティに対する考え方」で示すとおり、取締役会はサステナビリティに関する取組みを取締役会における最も重要なテーマの一つとして認識しております。そのため、取締役会はサステナビリティ委員会の活動を監督するとともに、指名委員会と連携し、取締役候補の選任にあたり、コーポレート・ガバナンス委員会によって作成された経営評価やパーパスへの適合状況などを重要な評価軸の一つとして設定しております。なお、サステナビリティ施策への取締役会の具体的な関与として、サステナビリティ委員会の構成員の選解任の決定、サステナビリティに関する方針及び予算の決定、委員会に対する活動状況の報告によるモニタリングの義務化などを実行しております。

#### (b) サステナビリティに関する規律設計

当社ではサステナビリティに関する基本方針を「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に規定しております。「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」は、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する最重要規律であり、当ガイドラインの改定については取締役会の決議を必要としております。加えて、当ガイドラインの改定をした際には、速やかに各ステークホルダーへ開示することを義務化しております。これにより、当社のサステナビリティに関する取組みの健全性・透明性を確保しております。

#### (c) サステナビリティ施策を推進する体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインのもと、サステナビリティに関する方針案の策定や推進責任を持つ機関として、取締役会直下にサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、取締役会によって選任された取締役及び執行役員によって構成されております。

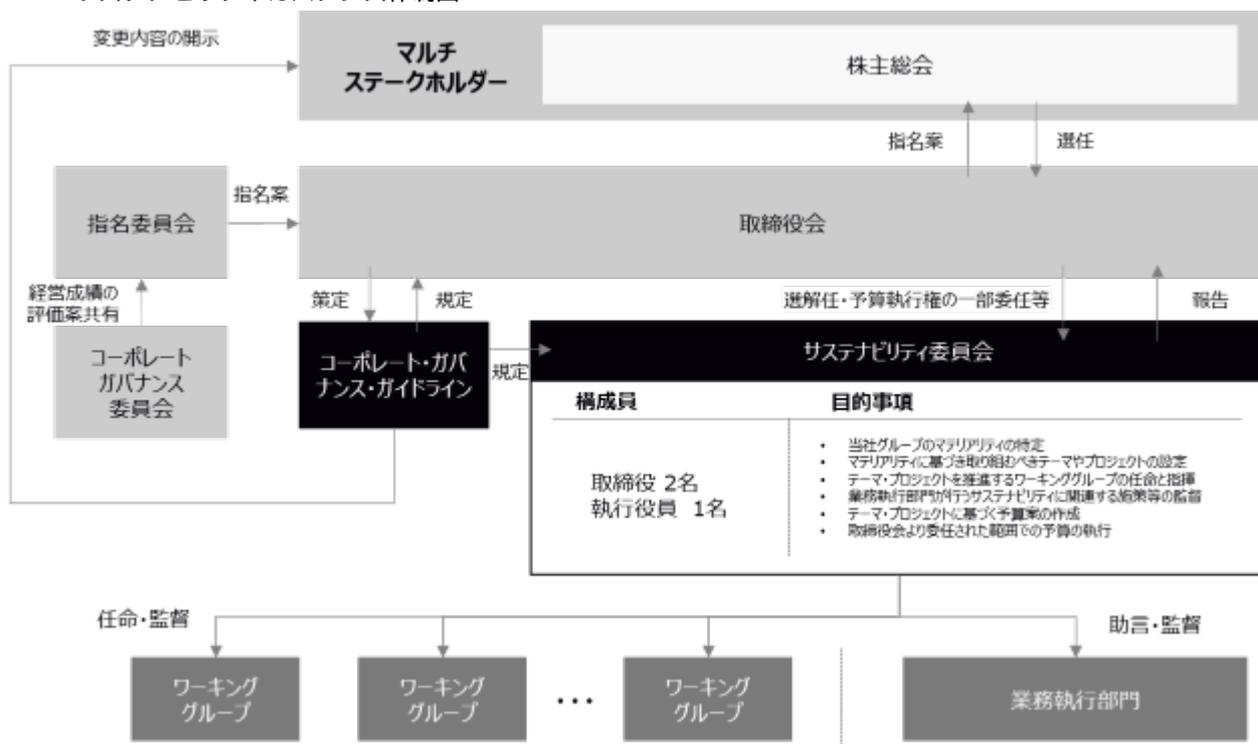
サステナビリティ委員会では、取締役会が決定するサステナビリティに関する方針の策定案の審議をはじめ、マテリアリティの特定とマテリアリティに基づき取り組むべきテーマやプロジェクトを設定しております。また、取締役会より、サステナビリティ投資に係る予算の一部執行権も委譲されております。

具体的な施策の実行にあたっては、設定されたテーマやプロジェクトに従い、サステナビリティ委員会によって、それぞれワーキンググループを直接任命し、委員会の指揮命令のもと予算が執行され、施策の執行状況を監督いたします。

加えて、当委員会が起案するプロジェクト等以外にも業務執行部門が担う諸活動の中で、サステナビリティ方針と関連性の高いプロジェクト等に関しても活動状況の報告を求めるとともにその執行状況を監督いたします。

なお、サステナビリティ委員会は、ワーキンググループを含む委員会の運営状況を、取締役会に遅滞なく報告することを、同委員会規則に定めております。

サステナビリティガバナンス体制図



なお、当社のコーポレート・ガバナンス全般については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(d) 当社のマテリアリティ（最重要課題）

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」というパーパスを掲げております。このパーパスを実現するため、下記、1～4の手順に沿って、マテリアリティ（最重要課題）を特定しております。

1. 当社におけるマテリアリティの位置づけを定義

当社グループはパーパス自体が、企業・社会等のサステナビリティの実現を志向しており、概念として内包されていると考えられることを踏まえ、当社における「マテリアリティ」の位置づけを定義しております。

2. 価値創造の各プロセスにおいてリスクを抽出

当社のパーパスに基づく価値創造の各プロセスにおいて、その阻害要因になるリスクをリスク管理委員会にて作成したリスク分類表から抽出し、当該リスクに対する対応をまとめました。

3. リスクの対応を検討及び評価

サステナビリティ委員会にて議論を重ね、リスクの対応を評価し、当社としてのマテリアリティ案としてまとめました。

4. マテリアリティの特定

取締役会にてサステナビリティ委員会の案をもとに審議し、当社が取り組むべきマテリアリティの特定をおこないました。

特定された6つのマテリアリティ及び取組み

マテリアリティ	説明	取組み
迅速果断で規律ある挑戦のためのガバナンス体制の構築	パーパス実現のためには、継続的な迅速果断な挑戦が必要です。そしてその挑戦は無謀ではなく、規律あるものである必要があります。透明性と公正性を確保することで、多様なステークホルダーとの良好な信頼関係の構築を実現し、経営陣による適切で積極的なリーダーシップの発揮を可能にする仕組みとしてガバナンス体制を構築し続けます。	経営意思決定の規律の制定・運用・監視 透明性のあるディスクロージャー
安心安全な事業運営のためのリスク管理体制の強化	持続的な成長のために、限りある経営資源を保全し、有効かつ効率的に運用するため、そして、安心安全な事業運営を進めるため、リスク管理・内部統制を継続的に強化改善してまいります。	情報セキュリティの強化 防災・BCP
競争力の核となる人材の拡大と強化	当社グループにとって「人」こそ最重要経営資源であり、競争力の核となるものです。多様な人材を確保し、それぞれが、生き生きと自身の才能を存分に発揮できる環境・体制を整備いたします。	キャリア教育・投資DEI推進 多様な働き方の用意 健康管理・ウェルネス経営
産業・業界の持続的発展への貢献	産業・業界の発展は当社の持続的な成長に寄与します。当社は、企業価値の向上ひいてはパーパス実現のために、効率化支援や人材の供給を通じて産業・業界の持続的発展に貢献します。	産業・業界の拡大・効率化支援 産業・業界への人材の供給
人権の尊重	社会の安定と持続的発展のためには、基本的な権利である人権の尊重が欠かせません。「人」を中心とした事業を営む当社だからこそ、誰よりも人権の重要性を理解し、リーダーシップを発揮してまいります。	人権DD
地球環境に対する責任と取組み	地球環境の保全は、地球に生きる我々人類の責任であり、また人類社会の発展のための必要条件であると考えます。事業活動を通じて排出される温室効果ガスを削減していくとともに、グリーンエネルギーの利用促進、エネルギー関連新規事業の開発等、社会全体のカーボンニュートラルに向けて貢献してまいります。	CO2排出量の削減 再エネ創出量拡大・安定化

なお、サステナビリティ委員会では当社を取り巻く社会情勢や事業の状況を鑑みて、継続的に議論しマテリアリティ及び取組みの見直しを実施してまいります。マテリアリティの変更があった場合には速やかに、ステークホルダーの皆様へ向け開示いたします。

(3) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

(a) 人的資本に関する考え方

当社は持続的な成長率を実現するために、役職員及び組織の成長が欠かせないと認識しております。人的資本投資は経営戦略の実行に不可欠な投資行為であり、またその向かうべき方向は経営目標の達成にあると考えます。

そのため、原則、中期経営計画等の中長期における経営目標や経営戦略の実現に不可欠な組織及び組織構造を形成させることを目的として、「人的資本マネジメント方針」を策定しております。

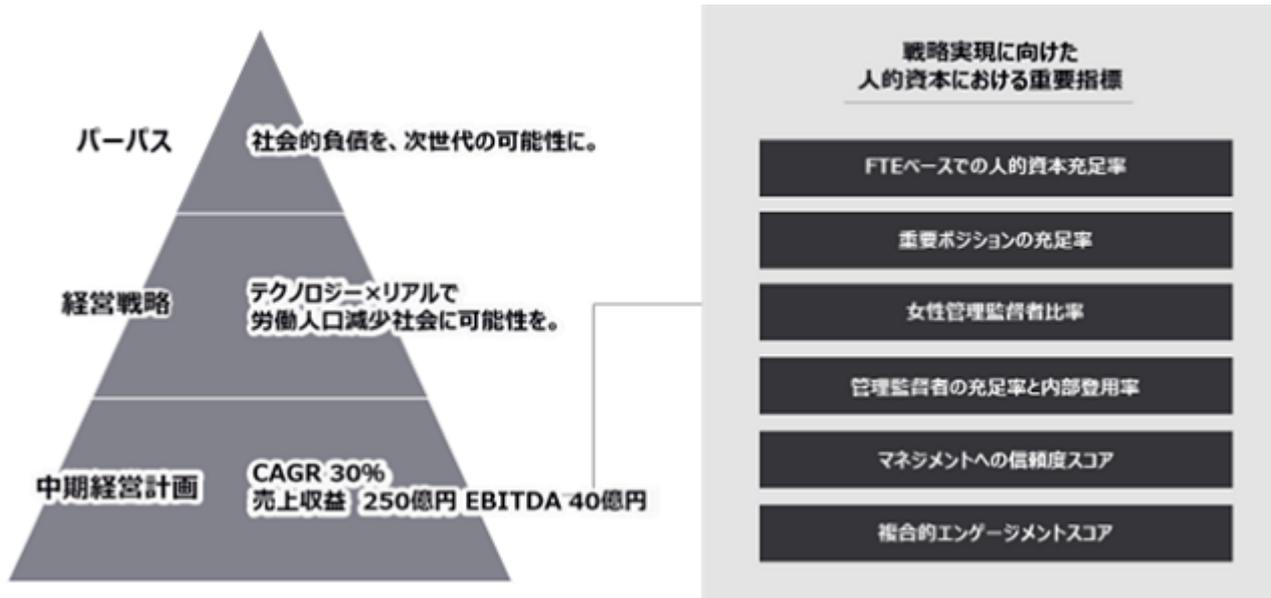
現在公表している方針に関しては、中期経営計画等の達成可能性及びその後の非連続成長の可能性を高めるために効果的、効率的な投資計画であるかを判断軸としております。

(b) 人的資本に関する戦略及び指標

<戦略>

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスとして、労働人口減少社会という社会課題に対して、「採用支援」と「販促支援」の2軸からなる成約支援事業を展開しております。2025年3月期現在においては、第2期中期経営計画を進行させており、2026年3月期において売上収益250億円、EBITDA40億円の達成、加えて、早期に社会課題の解決に寄与するソーシャルインパクトを実現すべく、当社では、CAGR30%を持続的に確保する方針を取っております。当該目標の実現に向けて、「人的資本マネジメント方針」では人的資本における6つの重要指標を特定しております。

2026年3月期を最終年度とする当社中期経営計画の達成に向けては、今後急激な組織規模の拡大が予想されます。「健全な急成長」を実現するため、人的資本の確保とその活性化を有機的に連携させるべく、6つの指標においては人材育成・人材開発のソリューションを具体化し、実効性を確保しております。また人的資本の投資状況に関しては半期に一度取締役会でモニタリングしております。



<重要指標及び選定理由>

以下を重要指標と位置付け、人的資本への投資を行ってまいります。

重要人的資本指標	選定理由
FTEベースでの人的資本充足率	中期経営計画の達成にあたって人材獲得競争の激しい中でも継続的に人的資本を確保し続けることは当社の最重要課題である。働き方や価値観の多様化を踏まえ、当社では単純な人数ベースではなく、FTEベースでリソースの充足率を評価することが適切と判断し、重要指標とする。
重要ポジションの充足率	業績拡大にあたり、迅速かつ果敢な意思決定を支える体制づくりの一つとして、積極的な権限委譲を行っている。その委譲先の中核である執行役員や部長は当社の事業推進及びリスクマネジメントにおいて重要ポジションであると判断し、その充足率を重要指標とする。
女性管理職比率	従業員への持続的なキャリア形成・能力開発の機会を提供することは中期経営計画実現のために肝要であるが、特に当社は女性社員が全体の約40%を占めており、各役職・レイヤー、特に全体への影響の大きい管理監督者における女性比率を重要指標とする。
管理監督者の充足率と内部登用率	健全な急成長には適時適切な管理監督者の配置が重要であると考え、また当社は新卒採用等により若手人材を積極的に採用していることも踏まえ、当該若手人材を育成し、持続的に管理監督者を輩出し続ける体制が重要であると認識し、充足率と内部登用率を重要指標とする。
マネジメントへの信頼度スコア	組織が拡大していく中においても、経営の意思、価値観を十分に浸透させていくためには、マネジメントへの信頼が欠かせず、パルスサーベイによる当該項目の指数を重要指標とする。
複合的エンゲージメントスコア	従業員の定着及びパフォーマンスの向上のためには、「働きがい」のある職場を形成することが重要であり、パルスサーベイ上、特に当社においては定着、活性化等に相関性が高いと評価できる複数のスコアを重要指標とする。

(c) 各指標の目標と現状

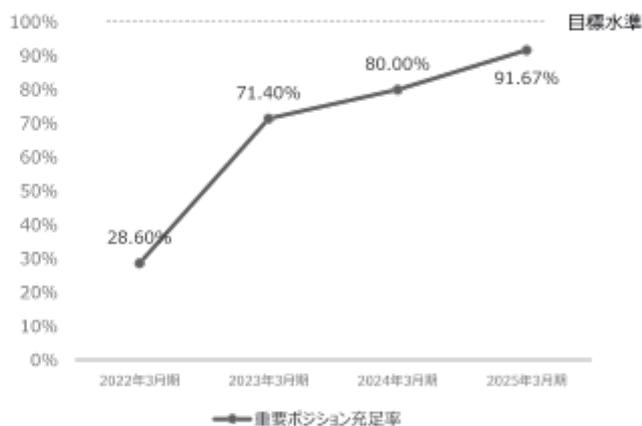
( ) FTEベースでの人的資本充足率、重要ポジションの充足率

FTEベースでの人的資本充足率は、2025年3月期に目標水準に達しております。重要ポジションの充足率についても、順調に計画に対して目標水準に上がってきております。引き続き計画達成及びその後の持続的な企業価値向上に向け、必要人的資本の獲得及び教育体制を充実化させ、各ポジションにおける資本充足率を計画達成のために必要な水準に上げてまいります。

①FTEベースでの人的リソース充足率



②重要ポジションの充足率



FTE(Full-Time Equivalent)：フルタイム換算で処理できる仕事量のこと  
 総労働時間/標準時(40h)にて算出  
 FTEベースリソース充足率=FTE/人員数

重要ポジションの充足率＝部門あたり専任執行役員・部長配置率

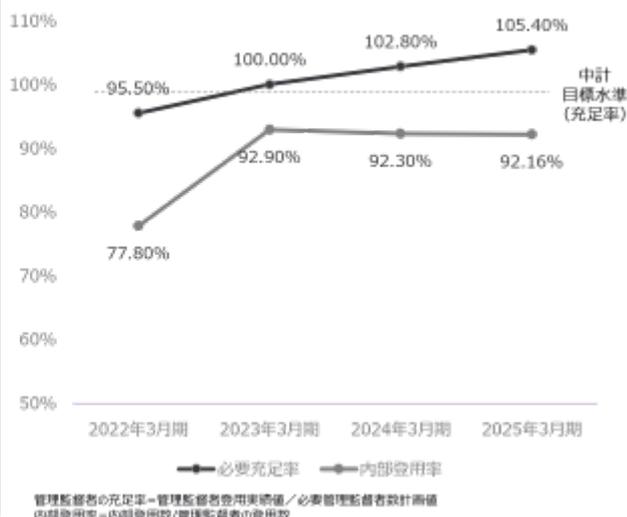
( ) 女性管理監督者比率、 管理監督者の充足率、内部登用率

2017年度よりリーダー育成プログラムである「PORT DOJO」を推進しており、その育成の効果として若手人材の管理監督者への内部登用率を高い水準に維持できております。またその結果、管理監督者の充足率も目標水準に達しております。引き続き組織規模拡大に合わせ、次期リーダー候補の育成に取り組みつつ、従業員の40%が女性社員であることも踏まえ、女性管理監督者の比率を2026年3月期までに30%に引き上げていくことを目標としております。これにより経営陣をはじめ各レイヤーにおける女性比率の向上に向けた基盤の拡大を目指します。

③女性管理監督者比率



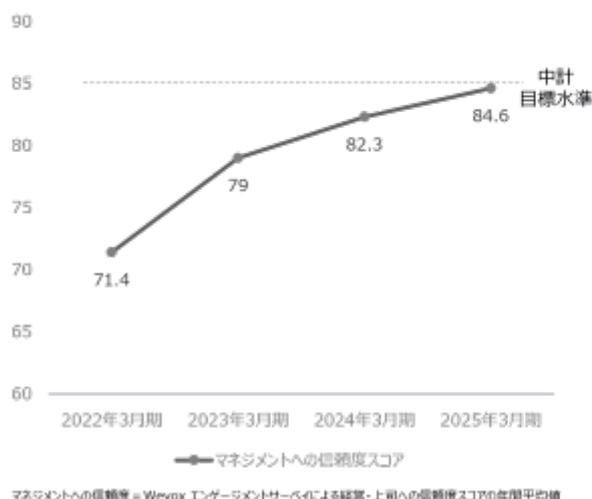
④管理監督者の充足率、内部登用率



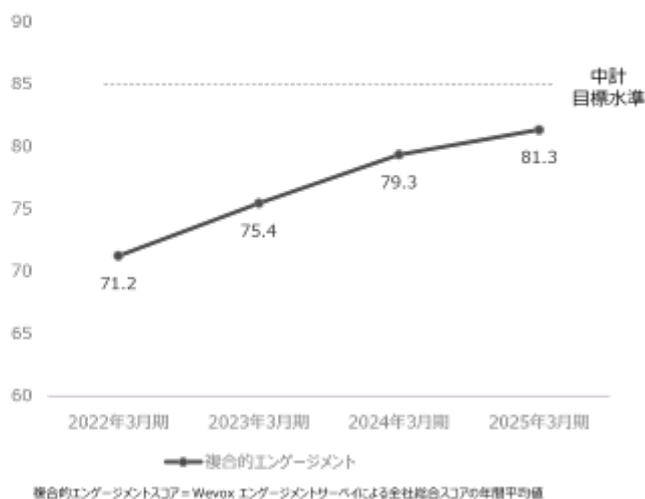
( ) マネジメントへの信頼度スコア、 複合的エンゲージメントスコア

当社では月に一度、全従業員に対するエンゲージメントパルスサーベイを行っております。2022年3月期においては、同サーベイを利用する企業の平均的なスコアでしたが、人材育成プログラムへの積極的な投資や上司部下による面談機会の充実化、福利厚生をはじめとした働く環境整備などの施策を継続的に実施することにより、2025年3月期では各種スコアは向上しております。これらの施策に加え、サーベイ結果を詳細に分析し、その内容に応じた施策を実施することで、2026年3月期においては、両指標ともに「85」を目指してまいります。

⑤マネジメントへの信頼度スコア



⑥複合的エンゲージメントスコア



(4) リスク管理

(a) 価値創造プロセスとリスク

当社グループは「社会的負債を、次世代の可能性に。」という、社会課題の解決に直結したパーパスであるからこそ、価値創造に努めることで、サステナブルな社会の実現につながると認識しております。

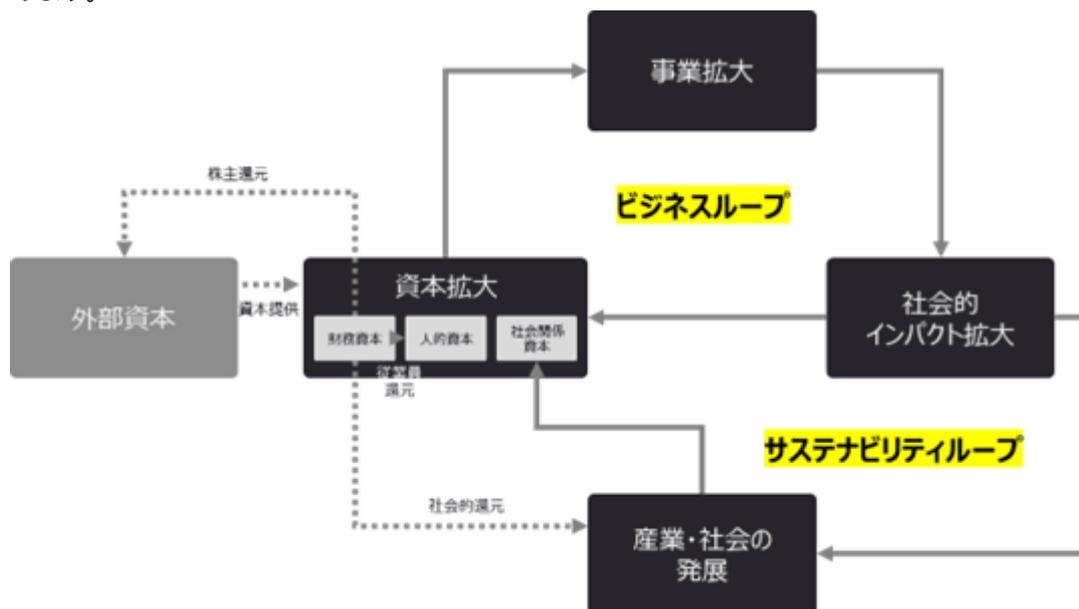
当社グループの価値創造プロセスは二つのループで成立していると考えております。一つ目は、積極的な投資を通じた事業の拡大によって、社会に対する提供価値（社会的インパクト）を拡大させ、対価としての収益を再投資することでさらに事業、そしてその社会的インパクトを拡大させる「ビジネスループ」。二つ目は、社会的インパクトによって、当社が属する産業や社会の発展に寄与し、産業・社会の発展の結果として顧客やユーザー等の社会関係資本を中心とした当社の資本拡大に寄与する「サステナビリティループ」です。

この二つのループの強化により、さらに提供可能価値を拡大させつつ、各ステークホルダーとの連携・還元により当社グループ及び社会の持続的な発展に寄与することが当社グループのパーパス実現のための価値創造プロセスです。

この価値創造プロセスの循環にあたっては、以下の5つの要素がそれぞれ適切に機能することが重要です。

1. 資本拡大から事業拡大
2. 事業拡大から社会的インパクト
3. 社会的インパクトから資本拡大
4. 社会的インパクトから産業・社会の持続的発展
5. 産業・社会の持続的発展から資本拡大

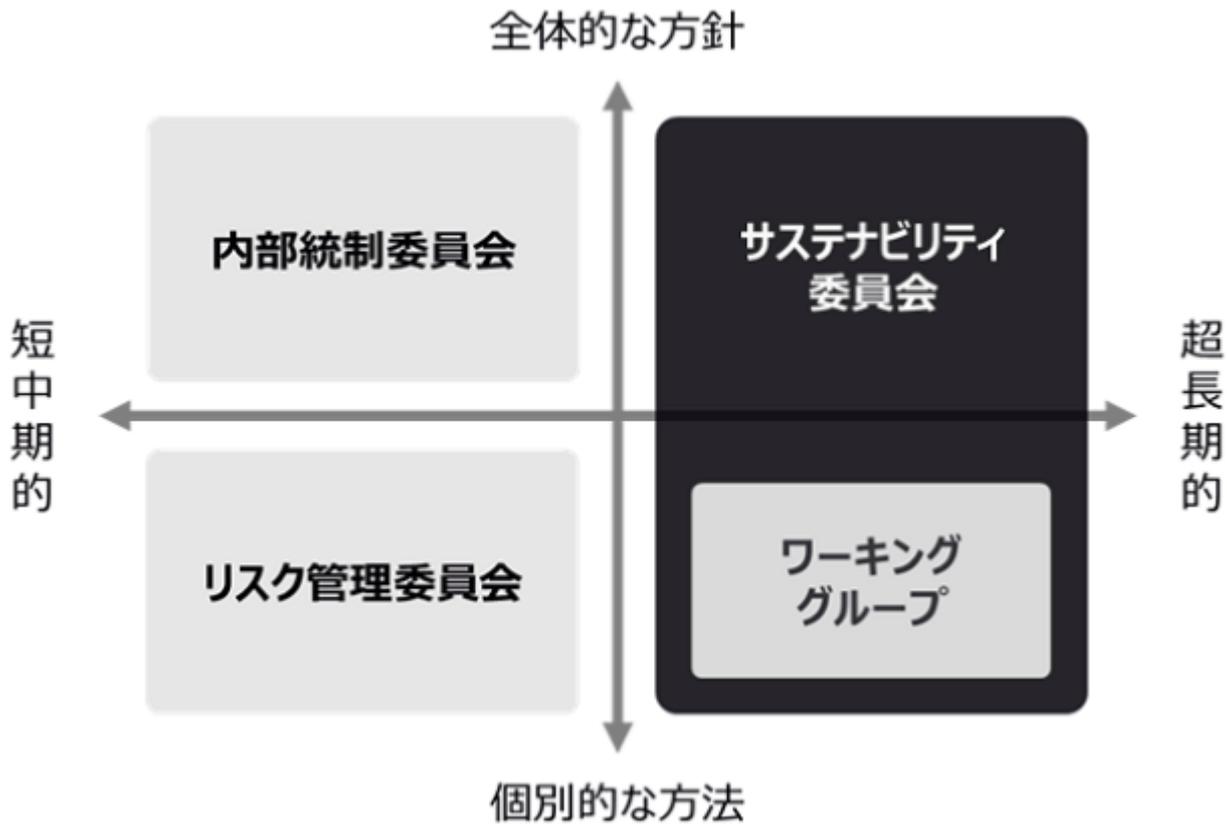
超長期的な視点で、当該価値創造プロセスの正常な循環を阻害しうる重大なリスク事項こそ、当社が取り組むべき最重要課題（＝マテリアリティ）であり、サステナビリティに関するリスク管理の対象であると考えております。



(b) リスク管理体制の分類

当社グループはグループを取り巻くあらゆるリスクに対して、包括的かつ多面的に分析し、対処するため、各リスクの時間的特徴と、対応の視点に応じて複数の委員会にてそれぞれ中心的に議論する体制を整備しております。

特に、短中期的な時間軸と、超長期的な時間軸とでは、リスクの重要性評価が必ずしも一致しないという点から、短中期的な経営目標の達成に対するリスクの議論は内部統制委員会、リスク管理委員会で実施し、超長期的な企業、社会の持続性に対するリスクの議論はサステナビリティ委員会ですべて中心的に実施することとしております。そのうえで、各委員会の情報連携を強化することで包括的かつ多面的なリスク管理を実現しております。



なお、短・中期的なリスク管理に関する詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

### 3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となりうる主な事項を記載しております。また、当社グループは、リスク管理委員会におけるリスクアセスメントの結果のうち投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある事項について積極的に開示していく方針であり、透明性を重視しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) リスクマネジメント方針

当社グループはパーパスである「社会的負債を、次世代の可能性に。」を実現するため、そしてグロース企業として、持続的な成長を実現するため、積極的なリスクテイクが必要であると考えており、事業投資、人的資本投資、M&A等、投資活動を継続して行っております。

今後も積極的な挑戦を継続して行うために、適切なリスク管理を通じて、リスクとリターンのバランスを見定め、リターンに対してリスクを最小化していくことが肝要であると認識しております。

そのため、当社グループでは「PORTグループリスクマネジメントガイドライン」を策定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針として、

- (a) リスクとリターンのバランスを考慮し、リスクの最小化に向けた努力を徹底すること
  - (b) 実効性のある対処を追求すること
  - (c) 透明性あるディスクロージャーを心がけること
- を定めております。

また、具体的な実務指針として、グループ全体のリスク管理を行うリスク管理委員会を設置し、当該委員会に置いて実施されたリスクアセスメントの結果をステークホルダーへ透明性高くディスクローズすることを定めております。加えて、グループ各社においても毎年定期的にリスクアセスメントを実施し、リスク管理委員会に報告することとしております。また、リスク管理委員会には社外取締役が構成員として関与し、取締役会による監督機能を確保しております。

#### (2) リスク管理の実効性と透明性を確保するための体制

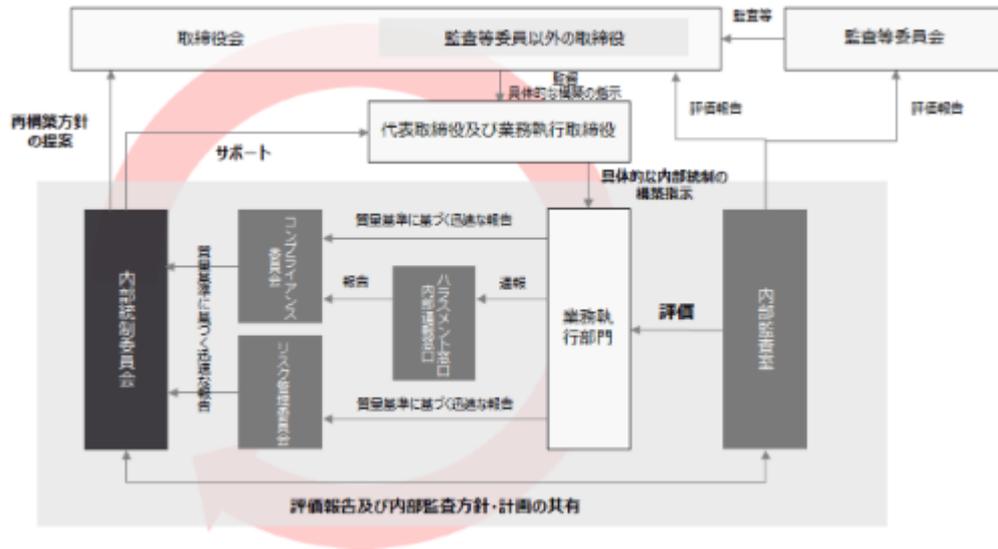
##### (a) リスク情報を適時適切に収集する情報集約システム

実効性の高いリスク管理のためには、リスク事項、インシデント等の情報を迅速に集約し、適時適切にリスク管理及び内部統制システムを再構築し運用することが肝要であると認識しております。

当社では、インシデント等の情報を集約し、内部統制システムを再構築するための体制として、

1. 内部通報ホットライン制度の充実化
2. リスク管理委員会・コンプライアンス委員会・内部監査室の量的質的な基準に基づく情報連携
3. インシデント発見者への委員会等への報告の義務化
4. 内部監査室から内部統制委員会への、コントロールの運用状況・評価の情報連携
5. 内部監査室から、取締役会・監査等委員会へのデュアルレポートラインの確保

を行っております。これにより当社のあらゆるインシデント情報が目詰まりなく集約され、リスク事案の把握、具体的なコントロールの実施、コントロールの効果の評価を一貫して適時適切に実施できるものと考えております。



(b) リスク評価及びディスクロージャーの透明性を確保するためのプロセス

当社ではリスク管理委員会において、グループ全体のリスク分類表を作成し、少なくとも年に1度、各リスク項目、その評価及びコントロールの見直しを行いリスク分類表を更新しております。2025年5月現在では事業環境や社会情勢を踏まえ、167のリスク項目（小カテゴリ）を抽出し、各リスク項目を「発生可能性」と「影響度」の2軸で評価しております。

「発生可能性」と「影響度」はそれぞれ、上述の情報集約システムによって集約された情報等に基づき、4段階で評価し、最終的に各リスク項目に対して重要性を5段階で分類しております。重要度評価が4以上のリスク項目を重点リスクとして識別し、各リスク項目（小カテゴリ）のグルーピングを行ったうえで、リスク管理委員会での審議を踏まえ、経営・事業等を取り巻く重要なリスクとして開示しております。

リスク管理プロセス



リスク対応表

発生可能性	A 1年に1度以上	重要度0	重要度3	重要度4	重要度5
	B 1～3年に1度	重要度0	重要度2	重要度3	重要度4
	C 数年から十数年に1度	重要度0	重要度1	重要度2	重要度3
	D 発生しない	重要度0	重要度0	重要度0	重要度0
	リスク評価	D 影響がない	C 事業計画への軽微な影響がある	B 事業計画の見直しが必要となる	A 会社の存続が危ぶまれる
		影響度			

(3) 経営・事業等を取り巻くリスクとその分析

当社のリスクアセスメントプロセスに基づき、開示すべき重要なリスクとして識別したリスク項目は以下のとおりです。なお当社リスク管理委員会が重要度が高いと判断したリスク項目の順に記載しております。

1．買収・投資活動等に伴うリスク（重要度：上昇）

当社グループは、事業領域の拡大、新規事業への参入、技術力・ノウハウの獲得、事業シナジーの創出などを目的として、M&Aや資本提携、事業投資などの投資活動を積極的に行っております。今後も、これらの活動を継続していく方針です。これらの買収・投資活動においては、対象となる企業や事業について、ビジネスモデル、財務状況、法務関連、技術、運営体制など多岐にわたる詳細なデューデリジェンスを実施し、潜在的なリスクの低減に努めております。

しかしながら、デューデリジェンスにおいて完全に把握しきれない偶発的な事象が買収・合併・吸収後に発生または顕在化する可能性や、PMIが計画通りに進捗せず、組織文化の衝突、従業員の離反、システム統合の遅延、事業戦略の不整合などが生じる可能性があります。これにより、当初期待したシナジー効果や事業成長が実現できず、当社グループの事業運営や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2．技術革新等のリスク（重要度：上昇）

当社グループが事業展開しているインターネット関連市場は、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に速く、インターネット関連事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。近年、特にエマージングテクノロジーの代表格であるAI技術、中でも生成AIの進化は目覚ましく、その影響は広範囲に及んでいます。このような急速なIT技術革新は、当社の主力事業である成約支援事業におけるWebマーケティングや成約支援組織の競争優位性を大きく低下させる可能性があります。当社グループは、このような状況を踏まえ、最新のエマージングテクノロジーの動向や市場の変化を常に把握するための情報収集体制を強化し、生成AIをはじめとする先端技術の事業応用可能性を積極的に検証しております。また、競争優位性を維持・強化するため、優秀な人材の戦略的な確保と育成、組織体制の最適化を図り、技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できる能力の向上に努めております。

しかしながら、急速な技術革新や顧客ニーズの変化に対し、当社グループが適時かつ十分な対応をとることができない場合、既存の事業競争力の低下や新規事業機会の逸失につながる可能性があります。当社グループは、エマージングテクノロジーの動向を注視し、リスクを低減するための対策を継続的に講じてまいりますが、その影響を完全に排除できるとは限りません。

3．内部管理体制のリスク（重要度：低下）

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、事業投資やM&A等による事業・組織規模の拡大を推進しております。事業規模の拡大に伴い、グループ全体の内部管理体制及び内部統制の強化は、経営上の重要な課題と認識しております。第14期においては、グループ内部通報制度を導入し、リスク情報の早期把握と適切な対応を図る体制を整備いたしました。引き続き、グループ全体で業務の適正性を確保するため、迅速かつ網羅的なリスク情報の把握と内部統制への反映、監査等委員会・内部監査によるモニタリングの徹底、役職員への研修の継続的な実施など、グループ全体で内部統制の強化に努めてまいります。

しかしながら、事業規模や組織が拡大する中で、内部管理体制及び内部統制システムの構築・運用が十分に行き届かない場合や、新たなリスクが顕在化する可能性は否定できません。そのような場合、当社グループの事業運営や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4．人材の確保及び育成のリスク（重要度：上昇）

当社グループは、持続的な成長の源泉として人材を最も重要な経営資源と位置づけ、新卒・中途採用を積極的に推進し、事業成長を牽引しております。今後も成長戦略を着実に実行し、企業価値を持続的に向上させていくためには、優秀な人材の確保と育成、そして人的資本の更なる拡充が不可欠であると考えております。

このような認識のもと、当社グループでは「人的資本マネジメント方針」を策定し、経営戦略の実行、中期経営計画の達成、ひいてはパーパスの実現に必要な「6つの重要指標」を特定し、目標設定と各種施策に取り組んでおります。また、リスク管理体制の一環として、リスク管理委員会の配下に人事労務に関するワーキンググループを設置し、人材の育成や労務に関するリスクの把握、対応方針の策定、進捗状況のモニタリング等を行っております。

しかしながら、事業拡大に伴い採用人数が増加している状況において、必要な人材を必要な時期に確保できない場合、あるいは採用した人材が期待する能力や適性を十分に発揮できない場合、組織力の低下や事業計画の遅延を招き、競争力の低下や事業拡大の制約要因となる可能性があります。また、人材育成が計画通りに進捗しない場合にも、組織全体の能力向上や事業への貢献が遅れ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5．法的規制に関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループが行う事業活動においては、様々な法的規制の適用を受けます。特に、個人情報保護法、不正アクセス禁止法、下請代金支払遅延等防止法、不正競争防止法に加え、近年その重要性が増しているマーケティング活動に関連した法務に関する規制を遵守する必要があります。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、リスク管理委員会配下にマーケティング法務ワーキンググループを設置し、インターネット広告、コンテンツ表示、知的財産権、景品表示、特定商取引等に関する法令違反のリスク、風評被害、その他コンプライアンス違反のリスクを特定・評価し、対応方針の策定と実施状況のモニタリングを行っております。

当社グループは、これらの法的規制を含む各種法令を遵守するため、役職員への定期的な研修を実施するとともに、法務部門を中心とした遵守体制の整備・強化に努めております。また、事業内容や法規制の変更に迅速に対応するため、外部専門家との連携も強化しております。

しかしながら、今後の法令改正や新たな規制の導入、あるいは当社グループの事業活動が予期せず規制の対象となる可能性、また、従業員による法令違反や不適切な行為が発生する可能性は否定できません。特に、高リスクと認識している上記項目に関する違反が発生した場合、当社グループの事業運営の停止、行政処分、損害賠償請求、信用失墜等につながり、業績及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 6．情報セキュリティに関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループは、成約支援事業において付加価値の高いサービスを提供しており、情報は事業運営における最も重要な資源の一つであると認識しております。そのため、情報セキュリティの確保は経営上の最重要課題の一つと位置づけ、その強化に継続的に取り組んでおります。

当社グループは、サービス提供にあたり、お客様の個人情報を含む多くの重要な情報資産を保有しております。これらの情報資産を適切に管理し、セキュリティリスクを低減するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ対策への積極的な投資を行うとともに、リスク管理委員会の配下に情報セキュリティに関するワーキンググループを設置し、定期的なリスク評価と対策の見直しを実施し、情報セキュリティ体制の適正化を図っております。特に、個人情報の管理については、漏洩、不正利用、改ざん等の防止を事業運営上の最重要事項と捉え、個人情報保護規程及び情報システム管理規程に基づき厳格に管理しております。プライバシーマークの維持に加え、全従業員を対象とした定期的なセキュリティ研修を実施し、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令、並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループの役職員や委託先関係者による不注意や不正行為、あるいは高度化する悪意を持った第三者によるサイバー攻撃などにより、情報資産が外部に流出する可能性は依然として存在します。特に、個人情報や機密情報が漏洩した場合、お客様や関係者からの損害賠償請求、監督官庁からの行政指導、社会的信用の失墜につながり、当社グループの事業継続や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 7. 個人ユーザー・企業クライアントのニーズの変化に関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループの事業展開は、個人ユーザーのサービス利用動向や情報に対するニーズ、そして企業クライアントのマーケティング戦略や広告出稿意欲に大きく左右されます。インターネットの普及と活用シーンの多様化が進む現代において、これらのニーズは常に変化しており、その変化への適応が事業継続と成長の鍵となります。

特に、当社グループのサービス提供やユーザー獲得において、特定のインターネットプラットフォームへの依存度が高い場合、プラットフォーム側の仕様変更や規約改定などが、当社の事業運営や収益構造に直接的な影響を及ぼす可能性があります。また、効果的な宣伝・広告活動はユーザー獲得やサービス利用促進に不可欠ですが、その効果が期待通りに得られない場合、事業成長の鈍化や投資回収の遅延を招く恐れがあります。さらに、特定の企業クライアントへの売上依存度が高い状況は、当該クライアントの経営状況悪化や戦略変更によって、当社の収益基盤を脆弱にするリスクを内包しています。

当社グループは、コンテンツの信頼性確保や多様なマーケティング活動の展開、取引先の分散化などを推進しておりますが、個人ユーザーと企業クライアント双方のニーズの変化に迅速かつ適切に対応できなければ、事業戦略の修正や追加投資が必要となり、事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、常に市場動向や顧客ニーズを注視し、事業ポートフォリオの多様化や新たな収益源の確保を通じて、これらのリスクの低減に努めてまいります。

#### 8. 財務バランスに関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループは、事業規模の拡大、事業投資、M&Aなどを推進するにあたり、自己資金に加えて、資本コストの適正化の観点から金融機関からの借入金等の有利子負債を活用しており、その残高は連結資産合計に対して一定の比率を占めております。現在の金利水準が変動した場合、利息負担の増加により業績に影響を及ぼす可能性があります。また、一部の借入金には財務制限条項が付されており、これらの条項を遵守するために財務状況を継続的にモニタリングしておりますが、将来的に事業環境の急変などにより財務状況が悪化し、当該条項に抵触する可能性も否定できません。

当社グループの財務バランスは、自己資本比率やのれん倍率などの指標によって評価されます。積極的な投資活動やM&Aの実施は、のれんの増加や自己資本比率の低下を招く可能性があり、財務健全性の悪化につながる可能性があります。また、事業規模の拡大に伴い運転資本が増加した場合、資金繰りが逼迫し、資金不足に陥るリスクも考えられます。さらに、当社グループが海外事業や外貨建ての取引を行う場合、為替レートの変動が業績に影響を与える可能性があります。加えて、金利変動は借入コストに、株価や地価の変動は保有資産の評価や資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

これらの財務バランスに関するリスクに対し、当社グループは、金融機関との良好な関係を維持・強化し、事業拡大に必要な資金調達の安定化を図るとともに、金利変動リスクを低減するための対策を講じております。また、投資やM&Aの際には、財務状況への影響を慎重に評価し、資金使途を精査した上で実行する方針です。運転資本の効率的な管理を徹底し、資金繰りの安定化を図るとともに、為替変動リスクに対しては、必要に応じてヘッジ取引を検討いたします。株価や地価の変動についても、市場動向を注視し、適切な対応を検討してまいります。

しかしながら、予期せぬ市場環境の変動や事業計画の遅延などにより、財務バランスが悪化し、経営成績や資金繰りに悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

#### 9. 景気の動向等のマクロ環境に関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループの事業活動は、景気の動向をはじめとする外部環境の変動から大きな影響を受ける可能性があります。景気後退や経済危機が発生した場合、企業の広告宣伝費が削減される傾向が強まり、当社のインターネット広告収入の減少につながる可能性があります。

加えて、インターネット広告市場や関連サービス市場全体の成長が鈍化したり、市場ニーズが急速に変化したる中で、当社グループが適切な対応を取れなければ、競争力の低下や新たな事業機会の逸失につながる可能性があります。技術革新による新たな競合の出現も、市場シェアの低下や収益性の悪化を招く要因となり得ます。さらに、予期せぬ自然災害、感染症の流行、地政学的なリスクの高まりといったマクロ環境の変動は、経済活動全般に深刻な影響を与え、当社の事業活動や顧客企業の事業活動を停滞させ、サービス利用の減少や広告出稿の抑制を通じて、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社グループは市場動向や景気変動に関する情報を注視し、事業ポートフォリオの多様化やコスト構造の最適化を図るとともに、リスク分散の観点からグローバル展開なども視野に入れ、外部環境の変化に柔軟に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

#### 10. 特定人物への依存に関するリスク（重要度：変化なし）

当社の代表取締役である春日博文は、当社設立以来、当社グループ事業に深く関与しており、また成約支援事業におけるコアコンピタンスであるWebマーケティング及び成約支援組織による運営に関する豊富な知識と経験を有していることから、経営戦略の立案や遂行に関して重要な役割を担っております。

当社グループは、適切に取締役会等の意思決定機関を運営し、事業成長を牽引できる経営人材を育成するため、グループの経営陣としての意思決定における基本方針として「経営判断ポリシー」及び「PORTグループ役員行動規範」を定めているほか、経営陣への定期的な役員研修の実施を取締役会規程等で義務付けております。

また今後もグループ拡大に合わせ積極的に権限委譲可能な経営人材を継続的に輩出できるよう、当社では、経営陣の一角である執行役員及びグループ会社の役員を会社法上の重要な使用人に相当するもの（「重要な使用人等」）と位置づけ、その選任及び教育方針を当社指名委員会の審議事項として定めており、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。加えて、代表取締役に緊急事態が発生した場合のエマージェンシー体制の決定を行い、当該影響の軽減のための施策を行っております。

しかしながら、現時点で何らかの理由により同氏が長期間の業務を行うことが難しくなった場合は、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 11. 四半期ごとの業績の変動に関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループの人材領域事業は主に新卒就活動者を対象に展開しております。第3四半期以降は企業の採用広報活動が本格化することもあり、当社グループメディアからの送客も増加します。また、エネルギー領域においては、主に電力切替希望のユーザーと小売電気事業者の成約を支援しており、転勤や就職等による引越し等に伴う切替ニーズが大きいことから、毎年3月、4月の成約数が最も多くなっております。そのため年間を通じてグループ売上が平準化されずに、四半期決算の業績が変動する可能性があります。加えて、新卒採用市場において、通年採用化の流れが徐々に発生しており、四半期ごとの業績比重が変化していく可能性があります。なお、当連結会計年度の四半期ごとの業績につきましては、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (2)その他 当連結会計年度における四半期情報等」に記載のとおりであります。

#### 12. 株価変動に関するリスク（重要度：変化なし）

当社の株価は、市場全体の動向や同業他社の動向を含む様々な外部要因の影響を受け変動するおそれがあります。具体的には、昨今の株式市場全体の状況、景気動向、金利変動、為替レートの変動、地政学的なリスク、自然災害、感染症の流行といった、当社が直接コントロールできない外部要因や、同業他社の株価動向、業界全体の状況などが、投資家の皆様の当社に対する評価に影響を与え、株価変動につながる要因となります。

これらの外部要因による株価変動は、当社の事業活動や財務状況とは直接関係なく発生する可能性があり、株主の皆様の投資判断に影響を与える可能性があります。

13. 許認可等に関するリスク（重要度：変化なし）

当社グループが取得している以下の許認可（登録）につき、本書提出日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はないことを認識しておりますが、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが取得している許認可等

取得年月	2012年10月1日
許認可等の名称	有料職業紹介事業
所管官庁等	厚生労働省
許認可等の内容	13-コ-305645
有効期限	2025年9月30日（5年ごとの更新）

取得年月	2023年7月28日
許認可等の名称	宅地建物取扱事業者免許
所管官庁等	東京都
許認可等の内容	東京都知事（1）第109570号
有効期限	2028年7月28日（5年ごとの更新）

14. 大規模災害等に関するリスク（重要度：変化なし）

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、係る場合、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には、事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

なお、2024年5月31日付で当社の連結子会社である株式会社ドアーズの全株式をニフティライフスタイル株式会社に譲渡したため、当該事業を非継続事業に分類しております。これに伴い、前連結会計年度の売上収益及び営業利益については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて比較・分析を行っております。

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

###### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善が進む一方で、歴史的な円安や日銀の利上げ、物価上昇などに加え、不安定な国際情勢を背景とする原材料・エネルギー価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要市場の一つである新卒採用支援市場においては、企業の新卒・若手層人材に対する採用意欲の回復や採用活動の早期化・長期化、人材獲得競争の激化等により2025年度の市場規模は1,532億円(前期比104.5% 矢野経済研究所「新卒採用支援サービス市場に関する調査(2025年)」)と、2020年のコロナ禍以前を上回る市場規模へと拡大を続けております。また、今後においても、慢性的な人手不足を背景に企業の若年層人材への需要は高まり、新卒及び若年層採用支援サービスへの需要拡大基調であると推測しております。

また、もう一つの主要市場であるエネルギー業界を取り巻く環境においては、2023年6月からの旧一般電気事業者の従量料金値上げ影響に伴った新電力事業者の電気料金値上げや市場連動型の価格プランの導入、ユーザーへの適切な価格転嫁等、価格変動によるリスクヘッジが従来よりも可能な状態となっております。さらに卸電力市場の価格の落ち着き(正常化)もあり、電力・ガス事業者による、円安や資源価格の高騰を起因とした新規顧客獲得抑制は大きく緩和され、電力・ガス事業者の新規顧客獲得需要の改善が見られております。今後においても当社の電力・ガス成約支援サービスへの需要は拡大基調になっていくものと推測しております。

このような環境の中、当社グループにおいては、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、WEBマーケティング×セールスの融合で、企業の経営課題を成果報酬型で解決する成約支援事業を展開しております。

人材領域では、新卒採用企業向けの人材紹介サービスや、人材会社向けのアライアンスサービスを提供しております。国内最大級就活生向け企業口コミ情報プロダクト「就活会議」や、国内最大級の就活ノウハウ情報プロダクト「キャリアパーク!」、就活生同士のコミュニティサイト「みんな就」等を運営し、新卒層の90%以上が当社グループの会員となっております。

エネルギー領域では、電力・ガス事業者の販促活動や業務支援サービスを提供しており、年間約60万件以上の成約支援を行っております。

各事業において当連結会計年度では以下の取組みを進めてまいりました。なお、外壁リフォームの成約支援事業を展開する株式会社ドアーズの全株式を2024年5月末に譲渡したことに伴い、第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外しております。また、人材領域・エネルギー領域を当社グループの主力事業としたうえで、現在の事業実態をより適切に示すために事業区分の名称変更及び区分変更を行っております。

人材領域では、企業の新卒採用意欲の本格的な回復や企業における人材採用競争の激化等、外部環境が良好な状況において、人材紹介サービス・アライアンスサービスともに想定以上の就職活動の早期化の影響を受けながらも、新卒層の約90%が会員となる強固な会員基盤を元に、第1四半期連結会計期間よりみんな就株式会社の連結や、キャリアアドバイザーの増員、地方拠点の拡大等による成約件数の増加、成約単価の上昇等により前年同期比で増収増益を達成いたしました。さらに、当連結会計年度においては、プロダクトラインナップの拡充を目的に、新卒採用支援市場の各チャンネルにおいて国内最大規模の企業となるYouTubeチャンネル「しゅんダイアリー」を運営する株式会社Diary、および就職活動における筆記試験対策アプリを開発・運営する株式会社youthと、それぞれ資本業務提携契約を締結いたしました。

エネルギー領域では、電力・ガス事業者の新規顧客獲得需要の増加や成約単価の回復が見られる状況の中、前第2四半期連結会計期間より株式会社Five Lineが加わり国内最大規模の電力・ガス等の成約支援事業者となっております。M&Aのシナジー効果による市場でのプレゼンスが向上し、成約件数・成約単価ともに拡大いたしました。また、一部収益をストック利益へ切り替えることで、積極的な将来利益の積み上げを行うとともに、前連結会計年度に計画以上に積み上げた将来利益が安定的にストック利益として計上され、事業利益に大きく貢献し、前年同期比で大幅な増収増益を達成いたしました。エネルギー領域の売上収益は、中期経営の計画テーマとして

掲げていたシングル事業での100億円を突破し、当社グループの成長を大きく牽引いたしました。

こうした施策の成果もあり、人材領域・エネルギー領域の大幅な事業成長に加え、当連結会計年度では、「ネットビジョンアカデミー」の事業譲渡による譲渡益が発生したことも含め、売上収益21,963百万円（前年同期比41.0%増）、営業利益2,987百万円（前年同期比34.7%増）、税引前当期利益2,932百万円（前年同期比36.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,887百万円（前年同期比29.6%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

当連結会計年度末における流動資産は7,287百万円となり、前連結会計年度末に比べ65百万円減少しました。これは主に、営業債権及びその他の債権が887百万円、その他の流動資産が286百万円増加した一方、現金及び現金同等物が1,254百万円減少したことによるものであります。

また、非流動資産は15,441百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,558百万円増加しました。これは主に、その他の金融資産が1,572百万円、無形資産が2,151百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は22,729百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,493百万円増加しました。

##### (負債)

当連結会計年度末における流動負債は6,838百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,387百万円増加しました。これは主に、その他の金融負債が1,175百万円、社債及び借入金が388百万円増加したことによるものであります。

また、非流動負債は7,384百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,352百万円増加しました。これは主に、社債及び借入金が1,419百万円、繰延税金負債が601百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は14,222百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,739百万円増加しました。

##### (資本)

当連結会計年度末における資本は8,506百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,753百万円増加しました。これは主に、当期利益1,881百万円の計上によるものであります。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は、37.4%(前連結会計年度末は41.6%)となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,254百万円減少し、当連結会計年度末には2,543百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は2,066百万円(前連結会計年度比1,035百万円増)となりました。これは主に、税引前当期利益の計上2,932百万円、減価償却費及び償却費の計上669百万円、営業債権及びその他の債権の増加973百万円、営業債務及びその他の債務の増加595百万円、法人税等の支払額752百万円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は5,051百万円(前連結会計年度比2,906百万円増)となりました。これは主に、無形資産の取得による支出1,786百万円、貸付けによる支出1,140百万円、投資有価証券の取得による支出843百万円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出2,280百万円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入1,374百万円等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1,729百万円(前連結会計年度比691百万円増)となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,775百万円、長期借入金の返済による支出2,001百万円等によるものであります。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

## b. 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

## c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

事業の名称	販売額(百万円)	前年同期比(%)
成約支援事業	21,963	41.0
合計	21,963	41.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社レントラックス	1,718	10.3	-	-

(注) 当連結会計年度の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

成長のための重要ポイントである売上収益のKPIとして、「集客件数×成約率×成約単価」を重要指標と認識しており、成約社数と一社当たり単価の拡大のため、成約支援に係わる人材の増員を図るとともに生産性を維持、向上させることで、人材領域の人材紹介サービスが著しい成長を実現し、また、国内最大規模の電力・ガス等の成約支援事業者となったエネルギー領域では、電力事業者の新規顧客獲得需要も回復する中でM&Aのシナジー効果によるプレゼンス向上も図られ、マーケティング投資を積極的に行うことで総成約件数が拡大し、単一事業で売上収益100億円を突破する飛躍的な成長を遂げました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は自己資金及び金融機関からの借入金を基本としております。また、持続的な成長を図るため既存事業の拡大と新規事業開発やM&A、資本業務提携等の積極的な成長投資を行っており、これらに必要な資金については必要に応じて多様な資金調達を実施しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債(社債及び借入金)残高は7,129百万円、現金及び現金同等物の残高は2,543百万円であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 4 . 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しております。

## 5 【重要な契約等】

(子会社の売却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ドアーズの全株式をニフティライフスタイル株式会社に売却することを決議しました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年5月31日付で同社の株式を譲渡いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記 6 . 企業結合及び非支配持分の取得」をご参照ください。

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2024年11月26日開催の取締役会において、2023年3月に資本業務提携契約を締結している株式会社HRteamの株式を追加取得することを決議しました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年12月2日付で同社の株式を取得いたしました。これにより、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記 14 . 持分法で会計処理されている投資」をご参照ください。

(財務上の特約が付された金銭消費貸借契約)

2024年4月1日前に締結された金銭消費貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

記載すべき主要な設備はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,908,600
計	42,908,600

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月19日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,046,990	14,074,690	東京証券取引所 グロース市場 福岡証券取引所 Q - B o a r d	単元株式数は 100株であります。
計	14,046,990	14,074,690	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2016年1月18日臨時株主総会決議に基づく2016年1月18日取締役会決議)

決議年月日	2016年1月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	元当社取締役 1 当社従業員 7 (注)7
新株予約権の数(個)	1,110 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,100 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	218 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2018年1月25日 至 2025年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218 資本組入額 109 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式10株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)することを条件とする。また、新株予約権者は、以下( )から( )までの期間ごとに、以下( )から( )に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

( )株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

( )権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、割当数のすべてを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### 5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は)、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

## 第4回新株予約権(2017年3月29日臨時株主総会決議に基づく2017年3月29日取締役会決議)

決議年月日	2017年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	元当社取締役 1 当社従業員 7 (注)7
新株予約権の数(個)	2,520 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,200 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2026年3月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式10株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)することを条件とする。また、新株予約権者は、以下( )から( )までの期間ごとに、以下( )から( )に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

( )株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

( )権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、割当数のすべてを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

## 第5回新株予約権(2017年6月30日定時株主総会決議に基づく2017年7月18日取締役会決議)

決議年月日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 22 (注)7
新株予約権の数(個)	4,640 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,400 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月19日 至 2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式10株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名となっております。

第5回新株予約権 (2017年6月30日定時株主総会決議に基づく2018年3月13日取締役会決議)

決議年月日	2018年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 (注)7
新株予約権の数(個)	22,216 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 222,160 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2020年3月14日 至 2028年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式10株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員6名となっております。

第8回新株予約権(2021年1月26日取締役会決議)

決議年月日	2021年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14(注)7
新株予約権の数(個)	630 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、下記の( )及び( )の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- ( ) 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。
- ( ) 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

新株予約権者は、割当日から2022年7月1日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2022年7月2日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名となっております。

第9回新株予約権(2021年1月26日取締役会決議)

決議年月日	2021年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20(注)7
新株予約権の数(個)	107 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,700 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ ）及び（ ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- （ ） 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。
- （ ） 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役又は従業員の地位を有し、かつ、割当日と同等以上の職位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7. 新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名となっております。

## 第10回新株予約権(2023年7月26日取締役会決議)

決議年月日	2023年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 64
新株予約権の数(個)	2,297 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 229,700 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,084 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2026年5月15日 至 2028年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,102 資本組入額 1,051
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2026年3月期における当社の決算短信に記載されているEBITDAが、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として行使することができる。

- (a) EBITDAが35億円以上となった場合 行使可能割合20%  
(b) EBITDAが37.5億円以上となった場合 行使可能割合50%  
(c) EBITDAが40億円以上となった場合 行使可能割合100%

なお、EBITDAは、2024年3月期より適用予定の算式（EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + 固定資産除却損及び評価損益 + 株式報酬費用）により判定するものとする。

また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、割当日から2025年7月1日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員（アルバイト、パートタイマー及び契約社員を含む。以下同じ。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2025年7月2日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権者の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員62名となっております。

第11回新株予約権(2024年3月26日取締役会決議)

決議年月日	2024年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6 子会社取締役 3 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	4,826 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 482,600 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,099 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2030年5月15日 至 2038年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記（a）及び（b）で指定されたいずれかの事業年度における当社の決算短信に記載されたEBITDAが、一度でも100億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a) 2030年3月期から2033年3月期まで 行使可能割合100%

(b) 2034年3月期から2036年3月期まで 行使可能割合70%

なお、EBITDAは、2024年3月期より適用予定の算式（EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + 固定資産除却損及び評価損益 + 株式報酬費用）により判定するものとする。

また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、割当日から2029年9月1日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員（アルバイト、パートタイマー及び契約社員を含む。以下同じ。）であることを要し、かつ割当日と同等以上の職位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2029年9月2日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記表に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	66,000	11,708,220	7	827	7	768
2021年7月6日(注)1	2,500	11,710,720	0	827	0	768
2021年7月26日(注)2	269,100	11,979,820	99	927	99	868
2021年7月27日～ 2022年3月31日(注)1	62,070	12,041,890	7	934	7	875
2022年4月1日～ 2023年3月31日(注)1	88,330	12,130,220	10	944	10	885
2023年5月23日～ 2023年9月5日(注)1	556,570	12,686,790	335	1,279	334	1,219
2023年10月4日(注)3	1,100,000	13,786,790	1,138	2,418	1,138	2,358
2023年10月5日～ 2024年3月31日(注)1	29,300	13,816,090	6	2,424	6	2,364
2024年4月1日～ 2025年3月31日(注)1	230,900	14,046,990	131	2,556	131	2,496

(注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 株式会社チェンジ

発行価格 1株につき743円

資本組入額 1株につき371.5円

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 1株につき 2,184円

払込金額 1株につき 2,070.25円

資本組入額 1株につき1,035.125円

4. 2025年4月1日より2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が27,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ13百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	23	111	46	23	11,975	12,183	-
所有株式数(単元)	-	12,238	9,382	5,584	16,445	38	96,685	140,372	9,790
所有株式数の割合(%)	-	8.71	6.68	3.98	11.71	0.03	68.83	100.00	-

(注) 自己株式718千株は、「個人その他」に7,184単元、「単元未満株式の状況」に3株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
春日 博文	東京都新宿区	4,156	31.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	923	6.93
丸山 侑佑	長野県諏訪郡	549	4.12
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	456	3.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	428	3.21
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5 決済事業部)	378	2.84
新沼 吾史	東京都中野区	303	2.27
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	270	2.03
株式会社チェンジホールディングス	東京都港区虎ノ門3丁目17-1 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6階	269	2.02
西村 裕二	東京都渋谷区	215	1.61
計	-	7,951	59.66

(注) 当社は、自己株式を718千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 718,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,318,800	133,188	-
単元未満株式	普通株式 9,790	-	-
発行済株式総数	普通株式 14,046,990	-	-
総株主の議決権	-	133,188	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式3株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ポート株式会社	東京都新宿区北新宿二 丁目21番1号	718,400	-	718,400	5.11
計	-	718,400	-	718,400	5.11

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年6月10日)での決議状況 (取得期間2025年6月11日～2025年7月17日)	200,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	164,000	299
提出日現在の未行使割合(%)	18.0	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年6月19日)での決議状況 (取得期間2025年6月20日～2025年9月30日)	166,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他 (第三者割当による自己株式処分)	25,700	20		
保有自己株式数	718,403		882,403	

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しております。配当につきましては、財務基盤を安定・強化し、積極的な成長投資に振り向ける一方、ストック利益を利益還元の原資として、ストック利益の増加に応じて継続的な増配（累進配当）を実施してまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための成長投資資金とするほか、重要なステークホルダーである従業員、社会に対しても配当総額に応じて、一定の基準のもと還元してまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当事業年度末の配当金については、2025年6月20日開催予定の定時株主総会にて、1株当たり2.5円の普通配当を決議する予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であり、また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2025年6月20日 定時株主総会決議予定	35,117	2.5

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

パーパスの体現や持続的な企業価値の向上、中期経営計画の達成に向けて、迅速な意思決定に資する経営システムの構築を目指すとともに、経営の公正性と透明性を確保し、経営の監督機能等を強化するためコーポレート・ガバナンスの強化に積極的な投資をしていく必要があると考えております。そのためには、規律の確立や独立性の確保、業務執行を監督するための体制整備が重要であると考えており、優先的に取り組んでおります。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### <企業統治の体制の概要>

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名と監査等委員である取締役3名で構成しております。監査等委員である取締役3名は全員、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社取締役会が定める「社外役員の独立性基準」を満たす独立社外取締役であります。

#### イ．取締役会

取締役会は、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営の基本方針や事業投資などの重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会が重要事項の審議に注力できるように、当社における重要な業務執行の明確化を行うとともに、積極かつ迅速、果敢な経営意思決定のために、会社法第399条の13第5項、6項及び定款第30条に基づく取締役への重要な業務執行の決定権限の委任やその他の決定権限の経営陣への委譲を積極的に進めております。

取締役会は、原則、独立社外取締役で過半数を構成することとし、また、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会では、取締役会議長を代表取締役社長以外が務めることを可能とする旨の定款変更を実施しており、現在はCGOを務める取締役が議長を務めております。

#### ロ．監査等委員会

監査等委員会は毎月開催される監査等委員会に加え、必要に応じて臨時委員会を開催します。各監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、構成員として取締役会での議決権を持つことで、取締役会の業務執行の監督を行っております。また、財産の状況の調査、会計監査人の選解任や役員報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

各監査等委員は、取締役の業務執行に関する意思決定の適合性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選解任の要否について検討しております。

また当社には常勤監査等委員はおりませんが、監査等委員会による組織監査の実効性を高めるため、内部監査室からのデュアルレポート体制を強化しており、内部監査室は内部統制システムの基本方針に基づく内部監査計画を策定・実行し、毎月の監査等委員会において実施結果に報告しております。

上記法定機関に加えて、当社では指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会を任意の委員会として設置しガバナンス・リスク管理体制を強化しているほか、会社法第399条の13第5項、6項及び定款第30条に基づく取締役会の一部取締役会の重要な業務執行の決定権限の委任、常勤取締役及び執行役員を構成員とし、内部監査室や外部顧問をオブザーバーとした経営会議への権限委譲を積極的に行い、透明・公正かつ積極・果敢な意思決定を支える体制作りを実施しております。

<当該体制を採用する理由>

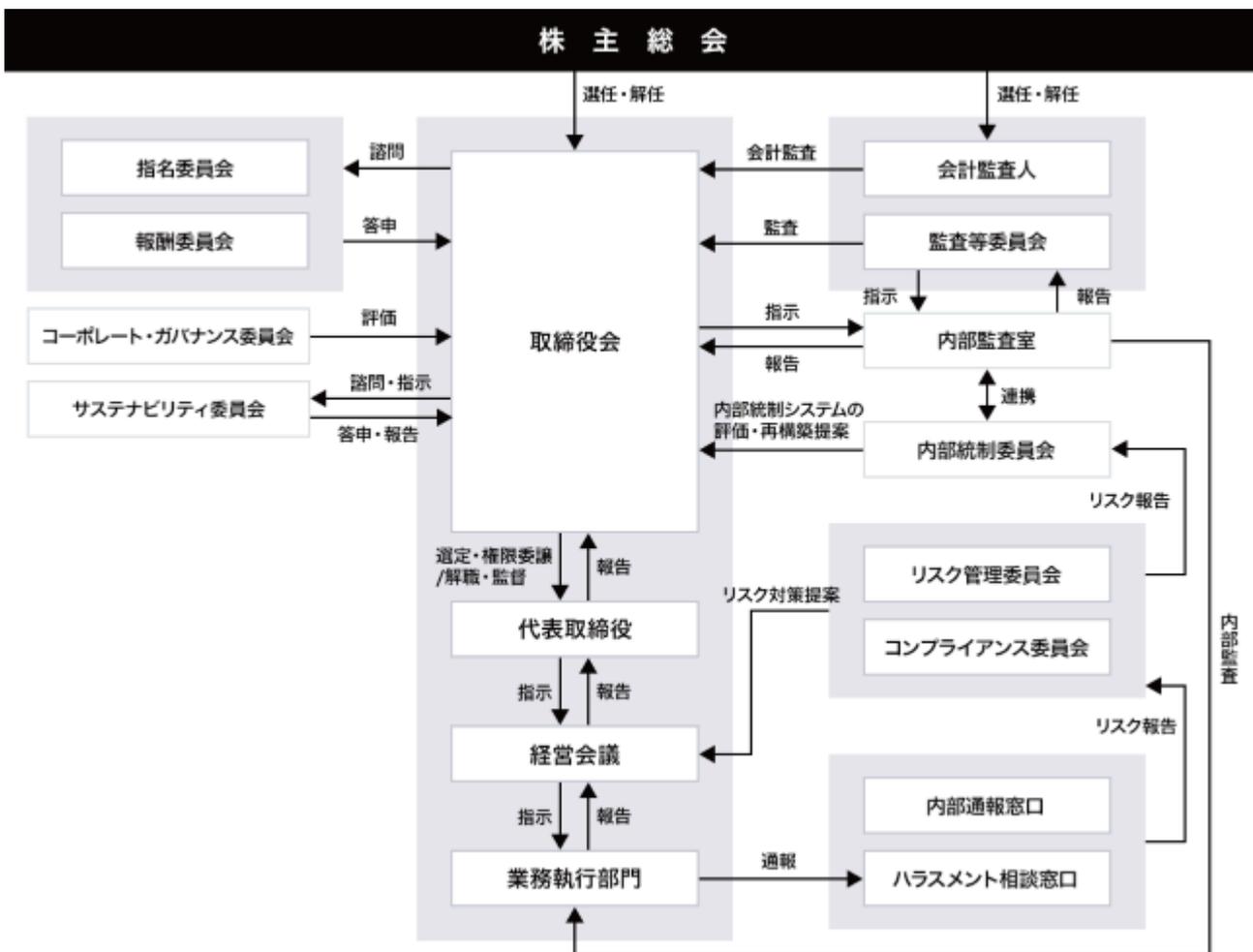
当社は、これまで積極的な事業投資、人材投資、M&A等によって業績規模を拡大させてまいりました。コーポレート・ガバナンス及びリスク管理は、当社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を支える土台であり、今後も持続的な成長及び企業価値向上のために継続的に強化、改善していくべき重要課題の一つであると認識しております。

実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築のためには、当社の経営環境、経営戦略、成長速度等を踏まえ

- 監査等委員会による監督機能の強化
- 積極的な権限委譲と取締役会の実効性強化
- 経営人材の継続的な輩出

が重要であると判断しており、上記を実現するべく現状の体制を構築しております。

当社の会社の機関及び内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



取締役会、監査等委員会、その他任意の委員会の構成員及び議長は以下のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。）

a. 有価証券報告書提出日現在

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名委員会	報酬委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	内部統制委員会	サステナビリティ委員会	リスク管理委員会	コンプライアンス委員会
代表取締役	春日博文	○			○				○	○	○
取締役	丸山侑佑			○							
監査等委員である社外取締役	大森(伊田)愛久美	○	○			○	○			○	○
監査等委員である社外取締役	富岡大悟	○					○				
監査等委員である社外取締役	馬淵邦美	○	○		○	○					

b. 2025年6月20日開催の第14期定時株主総会后（予定）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名委員会	報酬委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	内部統制委員会	サステナビリティ委員会	リスク管理委員会	コンプライアンス委員会
代表取締役	春日博文	○			○				○	○	○
取締役	丸山侑佑			○							
監査等委員である社外取締役	大森(伊田)愛久美	○	○			○	○			○	○
監査等委員である社外取締役	富岡大悟	○					○				
監査等委員である社外取締役	木村由美	○	○		○	○					

企業統治に関するその他の事項

イ．指名及び報酬決定の手続きの透明性・健全性を確保するための体制

当社では、取締役の指名及び報酬決定に関する手続きの透明性・健全性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は業務執行取締役2名、独立社外取締役1名、報酬委員会は業務執行取締役1名、独立社外取締役2名で構成されております。

同委員会では当社を取り巻く経営環境、経営・成長戦略、社会情勢等を踏まえた、当社としてあるべき取締役の指名・報酬の方針や具体的な選任・報酬案を作成し、取締役会の意思決定を支えるほか、取締役として必要な教育研修の実施、代表取締役のサクセッションプランの検討、最高経営責任者の要件、社外役員の独立性基準、またグループ会社の役員選任及び教育についても議論の対象として含め、グループの持続的成長及び企業価値の向上のために必要な経営体制の構築と経営陣に対する適切なインセンティブの設計を目指しております。

## ロ．コーポレート・ガバナンスシステム全体の健全性の確保に向けた取り組み

当社では、各機関及び機関における意思決定等、コーポレート・ガバナンス・システム全体の健全性を確保するため、以下の取り組みを実施しております。

### 1．コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

当社では経営の透明性と公正性、迅速かつ果敢な意思決定を実現すべく、子会社等を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスに関する最上位規程として、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを制定しております。当ガイドラインでは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針をはじめとして、各ステークホルダーの立場を尊重するリレーションシップの基本方針を定めるほか、コーポレート・ガバナンスにおける規律設計、各機関・委員会の基本方針、持続的な成長へのコミットメント等も定めております。

詳細は当社ホームページより下記をご参照ください。

[https://www.theport.jp/ir/assets/pdf/corporat\\_governance\\_guidelines.pdf](https://www.theport.jp/ir/assets/pdf/corporat_governance_guidelines.pdf)

### 2．コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンス・システム全体の健全性や実効性を評価・監督するため、取締役会議長及び監査等委員会委員長を主要な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。当委員会は原則四半期に1度開催しており、コーポレート・ガバナンス改革プロジェクトの監督及び、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインに基づく運用状況の監視、直近の経営判断の手続き的瑕疵がないことの検証や年に1度実施している取締役会の実効性評価を主導し、取締役会の運営改善に向けた施策の検討をするなど、当社のガバナンス・システムにおける課題について審議し、より適切なシステム構築を目指すべく取締役会に対して助言しております。

### 3．ガバナンス無効化防止措置

当社では、ガバナンス無効化に対する防止措置を複数設けております。具体的には、ガバナンスに関する最上位規程である、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」については、その改定にあたって株主を中心としたステークホルダーへの開示を必須とするほか、当ガイドラインの改定なしに、ガバナンス上重要な特定の規律については改定できないものとしております。これらの措置により、当社のコーポレート・ガバナンス・システムの透明性が担保され、ガバナンスの実質無効化を防止するものと考えております。

## ハ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、2023年12月22日開催の取締役会にて、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の改定を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

### 1．当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

#### 基本方針

- a．取締役会の監督機能を維持・向上させるため、原則として独立社外取締役が過半数を占める構成を目指すものとし、具体的な検討においては取締役会規程や指名委員会規則等を踏まえ、透明・公正に執り行う。
- b．取締役会等重要な会議に関しては、文書管理規程の定めに従い、クラウドサービスを用いた保管を実施し、取締役及び監査等委員が常に情報閲覧が可能な環境を整備する。
- c．取締役会議長は原則として経営会議の構成員として会に参加し、法令・定款等の定めに従い、下位機関の意思決定の適正性及び適切性を判断し、その審議の結果や運営について必要に応じて取締役会と連携する。
- d．取締役会議長及びそれを補助する使用人は取締役会等の重要な会議による意思決定の期待に沿った業務執行がなされているかどうかを確認すべく、定期的にその後の執行状況を把握し、必要に応じて取締役会や業務執行部門と連携する。

- e. コンプライアンス規程を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、コンプライアンス委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
- f. 金融商品取引法に基づく決算・財務報告の迅速かつ適切な開示を重要な課題と位置づけ、会計監査人やその他外部の専門家からの意見を反映させ、毎年決算・財務プロセスの迅速化・適正化に努めるものとし、そのために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を取締役会にて定めるものとする。
- g. 業務執行取締役は法令または定款に関する違反が発生し、または、その恐れがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。

## 2. 当社の取締役会が適切な意思決定を実行するための体制整備

### 基本方針

- a. 取締役会及び取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- b. 取締役会の開催にあたり、取締役会議長及び独立社外取締役から要請があった場合はその議論の活性化と審議の有効性を担保するため、事前に議案について説明、協議が可能な機会を確保する。
- c. M&A等の重要かつ迅速な意思決定が求められる議案については、上記b以外にも経営会議における事前の審議等執行部門による検討状況を独立社外取締役が閲覧等できる体制を整備するなど、特に重要な意思決定においては透明性と迅速性の双方を重要視する。
- d. 取締役会による審議の公正性と透明性を担保するため、また活発な意見交換に資するため、代表取締役や社長（CEO）に限らず、適任者を議長として選任する体制を整えている。
- e. リスク管理を取締役会の重要な職務と認識し、内部統制システムによる監視・監督ならびに、その有効性の検証については変化の激しい経営環境にあわせ、迅速かつ適切に判断する必要がある。そのため、内部統制の監視及び再構築の必要性を専門的に審議する内部統制委員会を取締役会の直下に配置し、双方で連携することにより適切なリスク管理体制の構築を目指すこととする。
- f. 取締役会議長と監査等委員会委員長を主な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会において、取締役会及び取締役会から決定権限を委任された機関による近時の意思決定におけるプロセスや審議方法等の適切性を定期的に評価し、以後同様の案件発生時に備え、改善点を整理し、取締役会へ報告する体制を整備する。

## 3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

### 基本方針

- a. 取締役会の議事録及び審議資料に関しては、文書管理規程の定めに従い、適切な記録体制を整備する。報酬委員会、指名委員会をはじめとする取締役会の諮問機関である任意の委員会に関しても、取締役会と同様に文書管理規程の定めに従い、適切な記録体制を整備する。
- b. 上記a以外にも、取締役会議長が必要と認めた審議関連資料及び電子メール等の記録に関しても適切な記録体制を整備する。
- c. 経営会議その他取締役会が重要と判断する会議に関する記録についても、文書管理規程の定めに従い、適切な記録体制を整備する。なお、経営会議等の重要な会議の記録については、監査等委員である取締役により常に閲覧可能な体制を整備する。
- d. 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置し、法令等及び取引所諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適時適切に開示される体制を整備する。
- e. その他重要な意思決定にかかる情報及び稟議書等、子会社の職務執行にかかる情報の保存及び管理についても、文書管理規程の定めに従い、適切な記録体制を整備する。

#### 4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

##### 基本方針

- a. リスク管理規程を定め、経営目標達成の阻害要因及び内部統制システムの有効性に係るリスク等について可能な限り広範囲に認識し、評価、対処する体制を整備する。そのために、リスク管理委員会を設置し、予想されるリスクに対してその回避、軽減など対処方法について検討するための適切な管理体制を整備する。
- b. 内部統制委員会やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会の委員はそのリスクの重要度を鑑み、審議結果に関わらず、直接的に取締役会に報告が可能な体制を整備する。
- c. 独立社外取締役を含む取締役は、外部環境の変化を適時に把握し、当社の業績や内部統制への影響を把握するため、積極的に情報提供を求めるとともに、取締役会の運営を補助する使用人等に対して必要な情報の提供や調査を指示することができる。
- d. 当社は、個人情報等の営業機密を重要な経営資源の一つとして認識し、機密情報管理規程、個人情報保護規程等を定めるほか、定期的な役職員教育研修を実施し、また適切な情報セキュリティシステムを構築する。
- e. 不測の事態が発生した際に備え、コンティンジェンシーマニュアルを整備する。当該マニュアルの定めに従い、代表取締役社長は直ちに対応体制を整備し、当該リスクの回避、軽減及び対処を実行する。その際、必要に応じて弁護士や公認会計士等の専門家を積極的に招聘する。
- f. 取締役会は内部通報制度がリスク管理及び内部統制システムの重要な役割であることを認識し、年に1度その実効性についてレビューをし、監査等委員会の同意を得ることとする。

#### 5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

##### 基本方針

- a. 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。また年に1回は職務の執行状況及び自己評価について書面にて報告する。
- b. 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成される指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役及び重要な使用人等の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高めるため、その推薦方針、評価基準等を指名委員会規則において明確に定めるものとする。
- c. 取締役会の運営及び職務の執行にあたり、効率性を高めるために必要な改善等を定期的実施する。年に1回は取締役会及び職務執行の実効性評価を実施し、改善策等の検討を行う。
- d. 適切かつ迅速な業務の執行には権限等の適切な設定が欠かせないとの認識の上、取締役会は取締役や経営会議、経営陣が適切な業務執行者と認識する場合は積極的に権限委譲を遂行する。なお、権限委譲にあたっては、職務権限規程や職務分掌規程等が適切に整備されていること、また経営陣及び経営陣を補佐する使用人がその重責を適切に認識するよう社内教育及び環境整備を実施する。
- e. 取締役会及び経営陣は会社全体の業務の効率化を目的とする業務改善やITシステムの導入を積極的に検討し、コストや人的資本等の効率的な運営に努めることとする。
- f. 持続的な成長には適切な人材の確保と組織体制の構築が欠かせないことを踏まえ、これら人的資本への投資を重要課題と位置付け、年に1度取締役会において人的資本マネジメントの方針を決議するとともに、経営陣と人事部門においては継続的なモニタリング体制を構築する。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 基本方針

- a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
  - ・各子会社には原則として取締役及び事業責任者を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。

- b. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
    - ・ グループ全体のリスク管理に関するガイドラインを定め、リスク管理体制の構築に向けた指針を子会社に明示する。
    - ・ グループ全体のリスクについては各子会社の取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
    - ・ 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社毎に取り決める。
  - c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - i. 各子会社には原則として取締役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
  - d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・ 各子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
    - ・ 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
7. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 基本方針
- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
  - b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
  - c. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
8. 補助者の独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- 基本方針
- a. 監査等委員会の補助者は監査等委員会の指揮命令に従う。また補助者の身分確保を監査等委員会規則及び人事規程にて明文化する。
9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 基本方針
- a. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。
  - b. 前項の内容及び内部通報制度に関して、当社の役員及び使用人に周知徹底する。周知方法としては、社内掲示等による常時周知に加え、年に1回程度は社内告知を実施する。
10. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 基本方針
- a. 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
  - b. 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

## 11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 基本方針

- a. 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。
- b. 内部監査室は内部統制システムに従い業務監査を実施し、その結果を監査等委員会に直接的に報告し得る体制を整備する。なお、定期的な情報交換を可能とするため、原則月1回程度の面会を実施する。
- c. 監査等委員会は経営会議等の重要な会議の記録を閲覧できる他、必要に応じて稟議書等の重要な文書閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- d. 経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長と監査等委員会委員長を主要な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

## 二. リスク管理及び内部統制システムの運用監督体制

当社では、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会にて内部統制システムの基本方針を定めており、取締役会・監査等委員会により当方針の運用状況に関する監督・監査を支援するための体制づくり、及び内部統制システム自体の適切性を判断し、適時に改善を行うための情報集約システムを構築しております。具体的には下記のとおりです。

なお詳細につきましては2023年8月22日に開示いたしました「リスク管理及び内部統制システムの運用体制強化について」(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08676/8e5fe7bc/a20e/4ef7/a00d/083b90d88e6e/140120230821544538.pdf>)をご参照ください。

### 1. 内部統制システム基本方針に基づく取締役会の監視及び、監査等委員会の監査を支える体制

当社では、取締役会の下位機能として、内部監査室を設置しております。内部監査室では内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、内部統制システム基本方針に基づいた内部監査計画を策定、実行しております。当該内部監査計画は取締役会及び監査等委員会での承認を受けており、また内部監査室は取締役会だけでなく、監査等委員会との定期的な会合を設け、監査報告を実施し、デュアルレポートラインを確保しております。これにより、内部統制システム基本方針に基づく取締役会及び監査等委員会の法定監査の実効性を確保できているものと考えております。

### 2. 内部統制システム基本方針の継続的な改善のための体制

当社では、取締役会の下位機関として内部統制委員会を設けております。内部統制委員会では、リスク管理委員会にて取り扱った当社グループにおけるリスク事案やコンプライアンス委員会が内部通報窓口・ハラスメント窓口等から報告を受けた各インシデントについて、量的・質的な基準をもって報告を受け、内部統制システムの再構築の必要性及び改善案を検討し、取締役会に報告しております。

取締役会は内部統制委員会からの改善提案をもとに、新たな内部統制システムの審議及び決議を行います。内部統制委員会は、決議された方針に従い、具体的な内部統制の構築に向け、代表取締役及び業務執行取締役を支援します。内部監査はその効果をモニタリング・取締役会、監査等委員会及び内部統制委員会に報告しております。

### 3. これにより、当社の内部統制システムは、適時かつ継続的に改善・強化されていくものと考えております。

#### ホ．迅速な意思決定と機動的な業務執行のための経営体制

当社は、迅速な意思決定と機動的な業務執行のための経営体制として、積極的な委任と権限委譲を行っております。

##### 1．会社法第399条の13第5項、6項及び定款第30条に基づく重要な業務執行の決定権限の取締役への委任

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会の過半数を独立社外取締役が占めているため、会社法第399条の13第5項、6項及び定款第30条の定めに基づき、取締役会の専決事項である重要な業務執行の決定のうち一部を業務執行取締役2名の合議によって決定できる旨、取締役会にて決定しております。

具体的には、

- a. 子会社からの自己株式取得（会社法第163条）
- b. 発行済株式総数10%未満の当グループ役職員（当社取締役を除く）向け新株予約権の割当て等（会社法第240条）
- c. 株式の発行と同時になされ、減少後の額が減少前の額を下回らない資本金・資本準備金の額の減少（会社法第447条第4項第5号）
- d. その他の重要な業務執行の決定（会社法第362条4項）
  - ・重要な使用人等の報酬の決定
  - ・一部の重要な規程の改廃（コーポレート・ガバナンス・ガイドライン、PORTグループリスクマネジメントガイドライン、取締役会規程、役員規程、監査等委員会規則、指名委員会規則、報酬委員会規則、内部統制委員会規則、経営会議規程、内部監査規程、グループ会社管理規程を除く）
  - ・年間採用計画の決定
  - ・グループ会社管理（議決権行使と重要な規程の改廃）

、 、 、 を改めて「その他の重要な業務執行の決定」と認識しつつ、権限を委任する。

これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となりました。なお、当社では、取締役会の実効性評価の結果等に基づき、グループの拡大に伴う審議事項の増加による取締役会の効率性の低下を課題視しており、当該委任によって、取締役会での審議事項を、ガバナンス上最も重要な役員（グループ会社含む）の選任・育成や、経営戦略上最も重要な・事業ポートフォリオ戦略・事業計画・M&A等に集中することにより、より効率的で実効性の高い取締役会運営が可能になると考えております。

##### 2．経営会議の設置

当社では代表取締役の業務執行に係る諮問機関として業務執行取締役及び執行役員を構成員とする、経営会議を設置しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。なお、当社では適正な運営のため、常勤の監査等委員を設置していないことも鑑み、経営会議には内部監査室長及び外部顧問がオブザーバーとして参加しているほか、議題及び議事録においては、社外取締役も常時情報取得が可能な体制としております。

#### ヘ．グループ拡大に合わせた持続的な経営人材の確保・育成のための体制

当社では、今後も持続的なグループ拡大を実現しつつ、各経営陣による迅速かつ適切な経営意思決定を行うために、グループの経営陣としての意思決定における基本方針として「経営判断ポリシー」及び「PORTグループ役員行動規範」を定めているほか、経営陣への定期的な役員研修の実施を取締役会規程等に義務付けております。

また今後もグループ拡大に合わせ積極的に権限委譲可能な経営人材を継続的に輩出できるよう、当社では、経営陣の一角である執行役員及びグループ会社の役員を会社法上の重要な使用人に相当するもの（「重要な使用人等」）と位置づけ、その選任及び教育方針を当社指名委員会の審議事項として定めております。

#### ト．グループ全体の業務の適正を確保するための体制

当社では、グループ全体の業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程、及びPORTグループリスクマネジメントガイドラインを定めております。同規定により、グループ各社の経営状況、業務執行状況について、当社取締役会への報告を義務付けているほか、各社の役員に対し、年に一度、各社のリスクアセスメントを実行し、当社リスク管理委員会は報告することを義務付けております。

#### チ．サステナビリティについての取り組み

当社では、当社のパーパスである「社会的負債を、次世代の可能性に。」に従い、当社事業領域における社会課題に対して積極的にそれらの解決を目指すことは当然とし、その上で、当社及び当社経営環境を支えるマルチステークホルダー、また産業や社会の持続可能性を十分に考慮し、当社の存在意義の証明を目指すため、サステナビリティに関する方針の策定や推進責任を持つサステナビリティ委員会を設置しております。

なお、詳細は「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

#### リ．取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

#### ヌ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ル．社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### ロ．役員等賠償責任保険の概要等

当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約は2026年2月に更新される予定です。

#### ワ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### カ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### 1．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

## 2. 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への利益還元を増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 3. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
春日 博文	17回	17回
丸山 侑佑	17回	17回
大森 愛久美 (伊田 愛久美)	17回	17回
富岡 大悟	17回	17回
馬淵 邦美	17回	17回

取締役会における主要な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 有価証券報告書提出日現在の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性1名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	春日 博文	1988年2月22日生	2011年4月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任(現任) 2018年5月 一般社団法人テレメディーズ理事 就任 2020年7月 株式会社ドアーズ代表取締役 就任 就活会議株式会社代表取締役 就任 2021年7月 一般社団法人テレメディーズ理事 就任(現 任) 2022年1月 株式会社INE取締役 就任(現任) 2023年8月 株式会社Five Line取締役 就任 2024年1月 株式会社ドアーズ取締役 就任 就活会議株式会社取締役 就任 2024年4月 みんな就株式会社取締役 就任(現任) 2024年12月 株式会社HRteam取締役 就任(現任)	(注) 2	4,156
取締役副社長	丸山 侑佑	1986年4月20日生	2009年4月 株式会社トライアンプ 入社 2012年2月 KLab株式会社 入社 2013年1月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 入社 2013年3月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 取締役副社長 就任(現任) 2020年10月 株式会社ドアーズ取締役 就任 就活会議株式会社取締役 就任	(注) 2	391
取締役(社外) 監査等委員	大森 愛久美 (伊田 愛久美)	1988年2月19日生	2013年9月 司法試験合格 2015年4月 サイボウズ株式会社入社 2018年1月 株式会社メルカリ入社 Governance team 2018年6月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2020年12月 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 入所(現任) 2021年12月 株式会社HITOSUKE社外監査役 就任(現任) 2022年6月 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任) 2025年2月 株式会社CaSy社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 3	-
取締役(社外) 監査等委員	富岡 大悟	1986年6月19日生	2010年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年8月 日本国公認会計士登録 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2018年11月 IdeaLink株式会社取締役CFO 就任 2019年8月 M&A Bank株式会社代表取締役 就任 2019年9月 株式会社揚羽社外監査役 就任(現任) 2021年6月 株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 就任(現任) 2022年6月 株式会社HITOSUKE社外取締役 就任(現任) 2022年6月 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任) 2023年7月 mederi株式会社社外監査役 就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役(社外) 監査等委員	馬淵 邦美	1965年10月14日生	1995年4月	Sapient Corporation 入社	(注) 3 (注) 4	-
			1998年6月	株式会社DOE代表取締役社長 就任		
			2009年2月	ディーディービー・ジャパン株式会社 取締役 就任		
			2012年3月	オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパ ン合同会社)代表取締役社長 就任		
			2012年3月	ネオ・アット・オグルヴィ株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパ ン合同会社)代表取締役社長 就任		
			2016年2月	フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式 会社 入社		
			2018年7月	Facebook Japan株式会社 Director 就任		
			2018年9月	当社社外取締役 就任		
			2019年12月	株式会社マクアケ社外取締役 就任		
			2020年6月	株式会社リミックスポイント社外取締役 就任		
			2021年5月	ディップ株式会社社外取締役 就任(現任)		
2022年3月	一般社団法人Metaverse Japan代表理事 就 任(現任)					
2022年6月	当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任)					
2024年12月	Xinobi AI株式会社代表取締役 就任(現任)					
計						4,548

- (注) 1. 取締役大森愛久美(伊田愛久美)、富岡大悟及び馬淵邦美は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役馬淵邦美氏は2025年3月期にかかる定時株主総会終結をもって退任予定であります。

b. 2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、役員の役職員等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性3名 女性2名(役員のうち女性の比率40.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	春日 博文	1988年2月22日生	2011年4月 2018年5月 2020年7月 2021年7月 2022年1月 2023年8月 2024年1月 2024年4月 2024年12月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任(現任) 一般社団法人テレメディーズ理事 就任 株式会社ドアーズ代表取締役 就任 就活会議株式会社代表取締役 就任 一般社団法人テレメディーズ理事 就任(現任) 株式会社INE取締役 就任(現任) 株式会社Five Line取締役 就任 株式会社ドアーズ取締役 就任 就活会議株式会社取締役 就任 みん就株式会社取締役 就任(現任) 株式会社HRteam取締役 就任(現任)	(注) 2	4,156
取締役副社長	丸山 侑佑	1986年4月20日生	2009年4月 2012年2月 2013年1月 2013年3月 2020年10月	株式会社トライアンフ 入社 KLab株式会社 入社 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 入社 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社)取締役副社長 就任(現任) 株式会社ドアーズ取締役 就任 就活会議株式会社取締役 就任	(注) 2	391
取締役(社外) 監査等委員	大森 愛久美 (伊田 愛久美)	1988年2月19日生	2013年9月 2015年4月 2018年1月 2018年6月 2020年12月 2021年12月 2022年6月 2025年2月	司法試験合格 サイボウズ株式会社入社 株式会社メルカリ入社 Governance team 弁護士登録(東京弁護士会所属) 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 入所(現任) 株式会社HITOSUKE社外監査役 就任(現任) 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任) 株式会社CaSy社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 3	-
取締役(社外) 監査等委員	富岡 大悟	1986年6月19日生	2010年2月 2013年8月 2018年11月 2019年8月 2019年9月 2021年3月 2021年4月 2021年6月 2022年6月 2022年6月 2023年7月	有限責任あずさ監査法人入所 日本国公認会計士登録 フロンティア・マネジメント株式会社入社 IdeaLink株式会社取締役CFO 就任 M&A Bank株式会社代表取締役 就任 株式会社揚羽社外監査役 就任(現任) GRASグループ株式会社社外監査役 就任 ギグセールス株式会社(現 DORIRU株式会社)社外監査役 就任 株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 就任(現任) 株式会社HITOSUKE社外取締役 就任(現任) 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任) mederi株式会社社外監査役 就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役(社外) 監査等委員	木村 由美	1976年5月8日生	2000年4月 2003年8月 2010年4月 2014年2月 2019年7月 2020年11月 2024年10月	野村證券株式会社 入社 UBS証券株式会社 入社 メリルリンチ株式会社 入社 SMBC日興株式会社 入社 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 ロスチャイルド・アンド・コー・ジャパン株式会社 入社 株式会社IVRy CFO 就任(現任)	(注)4	-
計						4,548

- (注) 1. 取締役大森愛久美(伊田愛久美)、富岡大悟及び木村由美は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役大森愛久美(伊田愛久美)及び富岡大悟の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時取締役会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役木村由美の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外取締役の状況

当社の社外取締役3名のうち、全員が監査等委員である社外取締役であります。

- (a) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係  
 社外取締役大森(伊田)氏が過去在籍していたサイボウズ株式会社のツールを当社は利用しておりますが、一般消費者としての通常取引であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。

当社においては、社外取締役等の独立性を確保するため「社外役員の独立性基準」を制定しており、社外取締役3名は、「社外役員の独立性基準」を満たす独立社外取締役であります。

#### (「社外役員の独立性基準」について)

原則として以下の基準を満たすものを独立役員とする。ただし、条件を満たさない場合であっても取締役会がその独立性及び監督能力を認めた場合は別途審議を可能とする。

- 現在または直近の過去3年間において、当該会社を主要な取引先(1)とする者、若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- 現在または直近の過去3年間において、当該会社から役員報酬以外に多額の金銭(2)、その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。なお、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。
- その就任の前10年以内のいずれかの時において次のa又はbに該当していた者
  - 当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)
  - 当該会社の兄弟会社の業務執行者

4. 次のaからfまでのいずれかに掲げる者（重要でない者（ 3 ）を除く。）の近親者
- a. 1 から 3 までに掲げる者
  - b. 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
  - c. 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
  - d. 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
  - e. 当該会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 最近においてb、c又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- 1 「主要な取引先」とは、直近事業年度における年間連結売上高の 2 % 以上の支払いを当社及び当社グループの主要子会社から受けた法人
- 2 「多額の金銭」とは、個人の場合は1,200万円、法人の場合は売上高の 2 %
- 3 「重要な者」とは、A 又は B の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、C の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(b) 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

取締役大森愛久美(伊田愛久美)は、弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコーポレート・ガバナンス分野における経験を当社の監査体制に反映することにより、監査等委員会監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。

取締役富岡大悟は、公認会計士としての専門性と事業会社等での会計、財務、M&A分野における経験を当社の監査体制に反映することにより、監査等委員会監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。

取締役馬淵邦美は経営について知見を有しており、経営監督機能などを期待して、招聘しております。

なお、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員は、取締役会又は監査等委員会等を通じて、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から業務執行に関する報告を受け、重要書類の閲覧等を行っており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を常に監督できる体制を取っております。

監査等委員は監査等委員会で情報を共有し、また、内部監査室や監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行うなど連携を図り、監査機能の向上を図っております。

なお、監査等委員である大森愛久美(伊田愛久美)は弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査等委員である富岡大悟は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお当社は、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決されまると、定時株主総会以後の監査等委員である取締役は3名(全員が社外取締役)となる予定です。

## 監査等委員会監査の状況

当事業年度において当社は監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大森 愛久美 (伊田 愛久美)	14回	14回
富岡 大悟	14回	14回
馬淵 邦美	14回	14回

監査等委員会では、主に、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等についての検討を行っております。

また、監査等委員である取締役の活動等は、取締役会への出席と意見陳述、代表取締役社長との意見交換、業務執行過程のモニタリング、稟議等重要な書類の閲覧、会計監査人の独立性の監視、計算書類・事業報告・重要な取引記録等の監査等であります。

## 内部監査の状況

当社は、取締役会から任命された内部監査室が3名体制で内部監査を行っております。内部監査室は内部監査規程及び取締役会から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は取締役会に報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

内部監査室と監査等委員会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査室、監査等委員会及び監査法人は、監査法人が開催する監査講評会に内部監査室及び監査等委員が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

## b. 継続監査期間

1年間

## c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 木村 直人

指定社員 業務執行社員 金井 政直

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者4名、その他2名でありま

す。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人としての独立性及び専門性を有していること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を有すること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、同法人による会計監査が適正に行われていることを確認しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第13期（連結・個別） 東陽監査法人

第14期（連結・個別） 監査法人アヴァンティア

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 監査法人アヴァンティア

退任する監査公認会計士等の名称 東陽監査法人

(2) 異動の年月日

2024年6月20日(第13期定時株主総会開催日)

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士となった年月日

2020年6月20日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、オーガニックな事業成長とM&A等による当社グループ拡大に伴い、監査報酬が増加傾向となっていることもあり、内部統制強化が必要と認識しており、人員体制を含めた内部体制の更なる強化に取り組んでおります。

前会計監査人である東陽監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、2024年6月20日開催予定の第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、現在の事業状況、方針及び環境変化（成長）スピードに適した監査法人について、監査法人の変更の必要性も含め、複数の監査法人との比較検討を行ってまいりました。

その結果、当社事業状況、方針等に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制、IFRS（国際財務報告基準）対応及び監査報酬等を総合的に勘案し、新たに監査法人アヴァンティアを選任するものであります。

また、監査法人アヴァンティアは、批判的な監査に留まらず、積極的に指導的機能を発揮した監査が期待でき、当社が取り組んでいる内部統制の更なる強化にも寄与するものと考えております。

- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見  
 退任する監査公認会計士等の意見  
 特段の意見はない旨の回答を得ております。  
 監査等委員会の意見  
 妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	53	1	52	-
連結子会社	-	-	-	-
計	53	1	52	-

前連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、公募増資にかかるコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように報酬額を決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支給するものとしております。

(b) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c) 金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の金額の決定に関する方針

取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会に原案を諮問して得た答申に従い、取締役会において決定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い報酬原案を作成し、その後過半数が独立社外取締役で構成された取締役会において原案を審議し、決定しております。よって当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、任意の報酬委員会の諮問を経て、報酬決定方針に則り取締役会決議により決定しております。同委員会では、責任、役割、貢献度、所有株式数等を鑑み、各取締役の報酬等を決定しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)と決議いただいております。また、監査等委員である社外取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く。)	50,915	50,915	-	-	2
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	10,200	10,200	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、政策保有株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、保有していく方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当グループの事業を拡大、発展させていくために取引先等との協力関係の強化、維持が必要であると考えます。そのため、当グループとの事業シナジーの状況等を踏まえ、以下に定める指針を基にその必要性を取締役会で審議しており、保有が合理的でないとは判断した場合は株式を保有しないこととしております。

- ・中長期的な企業価値の向上に貢献すること
- ・当グループの財務に悪影響を与えるものでないこと
- ・保有比率、取得価格が合理的であること

また政策保有株式については少なくとも年1回、保有比率の増減が発生する場合はその都度、政策保有の意義や保有に伴う便益、リスク等に関して総合的に取締役会にて検証を実施しております。その際、保有の合理性が失われた株式に関しては縮減する方針です。なお、保有株式に係る議決権の行使は社内規定の定めに従い、適切なプロセスにて審議、賛否の決定をしており、社外取締役による監督が可能な透明性を確保した体制を構築しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	8	512
非上場株式以外の株式	2	1,522

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	214	関係強化のため
非上場株式以外の株式	2	2,379	関係強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	-
非上場株式以外の株式	2	451

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ENECHANGE株式会社	-	5,142,700 (注) 3	営業取引の関係強化を目的 に株式を保有しております。 保有効果の具体的な記 載はできませんが、保有先 との取引状況の推移や将来 の見通し等を具体的に精査 し、保有の意義・目的を検 証しております。	無
	-	1,486		
株式会社ジェイック	16,600	16,600	営業取引の関係強化を目的 に株式を保有しております。 保有効果の具体的な記 載はできませんが、保有先 との取引状況の推移や将来 の見通し等を具体的に精査 し、保有の意義・目的を検 証しております。	無
	33	35		

(注) 1. 定量的な保有効果の記載については、取引契約書上の問題等があり差し控えていただきます。保有の合理性は、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて具体的に精査し、保有の意義・目的について、定期的に検証しております。

(注) 2. 当社の株主名簿等により確認できる範囲で記載しております。

(注) 3. 2025年5月16日付で、3,700,000株を売却しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記 31. 重要な後発事象」をご参照ください。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアの監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第13期連結会計年度 東陽監査法人

第14期連結会計年度 監査法人アヴァンティア

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際財務報告基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	7,28	3,797	2,543
営業債権及びその他の債権	8,28	3,133	4,020
その他の金融資産	28	14	30
その他の流動資産		406	692
流動資産合計		<u>7,353</u>	<u>7,287</u>
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	9	955	1,503
使用権資産	13	811	1,233
のれん	10	3,995	4,554
無形資産	10	1,152	3,303
持分法で会計処理されている投資	14	-	839
その他の金融資産	28	1,543	3,116
繰延税金資産	11	84	410
その他の非流動資産		339	479
非流動資産合計		<u>8,882</u>	<u>15,441</u>
資産合計		<u>16,235</u>	<u>22,729</u>

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	15,28	146	229
社債及び借入金	12,28	1,462	1,850
引当金	16	-	16
その他の金融負債	28	1,660	2,835
未払法人所得税等		409	657
契約負債		27	86
リース負債	13	222	353
返金負債		69	273
その他の流動負債		452	535
流動負債合計		4,451	6,838
非流動負債			
社債及び借入金	12,28	3,858	5,278
引当金	16,28	243	266
リース負債	13,28	639	963
繰延税金負債	11	221	822
その他の金融負債		68	52
非流動負債合計		5,031	7,384
負債合計		9,482	14,222
資本			
資本金	17	2,323	2,421
資本剰余金	17	1,378	1,493
利益剰余金	17	3,662	5,512
自己株式	17	594	573
その他の資本の構成要素	17	18	342
親会社の所有者に帰属する 持分合計		6,752	8,511
非支配持分		0	5
資本合計		6,752	8,506
負債及び資本合計		16,235	22,729

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>継続事業</b>			
売上収益	19	15,580	21,963
売上原価		2,788	3,135
売上総利益		12,791	18,828
販売費及び一般管理費	20	10,839	16,150
その他の収益	21	315	319
その他の費用	21	50	49
持分法による投資利益	14	-	39
営業利益		2,217	2,987
金融収益	22	0	28
金融費用	22	71	83
税引前当期利益		2,146	2,932
法人所得税費用	11	746	1,059
継続事業からの当期利益		1,399	1,872
<b>非継続事業</b>			
非継続事業からの当期利益		130	8
当期利益		1,530	1,881
<b>当期利益の帰属</b>			
親会社の所有者		1,456	1,887
非支配持分		74	6
当期利益		1,530	1,881
<b>1株当たり当期利益</b>			
基本的1株当たり当期利益(円)			
継続事業		107.62	141.83
非継続事業		10.61	0.67
基本的1株当たり当期利益	25	118.23	142.50
希薄化後1株当たり当期利益(円)			
継続事業		103.76	138.91
非継続事業		10.23	0.65
希薄化後1株当たり当期利益	25	113.99	139.56

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期利益		1,530	1,881
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産	24	19	323
その他の包括利益合計		19	323
当期包括利益		1,549	1,558
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,475	1,564
非支配持分		74	6
当期包括利益		1,549	1,558

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高		944	941	2,193	800	37	37	3,242	776	4,019
当期利益		-	-	1,456	-	-	-	1,456	74	1,530
その他の包括利益		-	-	-	-	19	19	19	-	19
当期包括利益合計		-	-	1,456	-	19	19	1,475	74	1,549
新株の発行	17	1,379	1,358	-	-	-	-	2,737	-	2,737
新株予約権の発行		-	4	-	-	-	-	4	-	4
新株予約権の失効		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	17	-	-	-	0	-	-	0	-	0
自己株式の処分	17	-	422	-	205	-	-	628	-	628
剰余金の配当	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動		-	1,348	-	-	-	-	1,348	849	2,198
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替		-	-	12	-	-	-	12	-	12
所有者との取引額合計		1,379	436	12	205	-	-	2,033	849	1,183
期末残高		2,323	1,378	3,662	594	18	18	6,752	0	6,752

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高		2,323	1,378	3,662	594	18	18	6,752	0	6,752
当期利益		-	-	1,887	-	-	-	1,887	6	1,881
その他の包括利益		-	-	-	-	323	323	323	-	323
当期包括利益合計		-	-	1,887	-	323	323	1,564	6	1,558
新株の発行	17	97	114	-	-	-	-	212	-	212
新株予約権の発行		-	0	-	-	-	-	0	-	0
新株予約権の失効		-	0	-	-	-	-	0	-	0
自己株式の取得	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	17	-	-	-	20	-	-	20	-	20
剰余金の配当	18	-	-	26	-	-	-	26	-	26
支配継続子会社に対する持分変動		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替		-	-	11	-	-	-	11	-	11
所有者との取引額合計		97	114	37	20	-	-	195	-	195
期末残高		2,421	1,493	5,512	573	342	342	8,511	5	8,506

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期利益		2,146	2,932
非継続事業からの税引前当期利益		185	56
減価償却費及び償却費		548	669
金融収益及び金融費用		72	69
持分法による投資損益（は益）		-	39
営業債権及びその他の債権の増減額 （は増加）		1,818	973
営業債務及びその他の債務の増減額 （は減少）		775	595
その他		367	402
小計		1,542	2,908
利息の支払額		56	88
法人所得税等の支払額		455	752
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,031	2,066
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		566	664
無形資産の取得による支出		721	1,786
貸付けによる支出		-	1,140
投資有価証券の取得による支出		467	843
投資有価証券の売却による収入		85	476
事業譲渡による収入		-	250
その他の金融資産の取得による支出		316	6
その他の金融資産の売却による収入		-	100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	64	2,280
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	6	245	1,374
関係会社株式の取得による支出		177	99
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		-	432
その他		159	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,144	5,051
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入れによる収入	26	92	616
短期借入金の返済による支出	26	-	392
長期借入れによる収入	26	2,540	3,775
長期借入金の返済による支出	26	2,075	2,001
リース負債の返済による支出		200	272
社債の償還による支出	26	203	203
株式の発行による収入		2,264	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入		480	183
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		1,866	-
自己株式の売却による収入		-	49
配当金の支払額		-	26
その他		5	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,037	1,729
現金及び現金同等物の減少額		74	1,254
現金及び現金同等物の期首残高	7	3,872	3,797
現金及び現金同等物の期末残高	7	3,797	2,543

## 【連結財務諸表注記】

## 1. 報告企業

ポート株式会社(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社の住所は、当社ウェブサイト(<https://www.theport.jp/>)で開示しております。2025年3月31日に終了する当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)、並びに当社の関連会社に対する持分により構成されております。

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、テクノロジー×リアルのアプローチにより社会課題を解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

## 2. 作成の基礎

## (1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第1号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年6月19日に取締役会によって承認されております。

## (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性のある会計方針」にて別途記載している場合を除き、取得原価を基礎として作成しております。

## (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

## (4) 公表済みだが未適用のIFRSの新基準

当社グループの連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。なお、当社グループに与える影響は現在評価中であります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループの 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号 IFRS第7号	金融商品の分類 及び測定に関する 基準の改訂	2026年1月1日	2027年3月期	金融商品の分類の明確化、金融負債の認識中止要件の追加及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に関する開示の改訂
IFRS第18号	財務諸表における 表示および開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

## (5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

## (6) 表示方法の変更

## 連結キャッシュ・フロー計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「敷金の預入による支出」(当連結会計年度 91百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「敷金の返還による収入」(当連結会計年度14百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「敷金の預入による支出」に表示していた126百万円、及び「敷金の返還による収入」に表示していた11百万円は、「その他」159百万円に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」(当連結会計年度 - 百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その

他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」に表示していた 0百万円は、「その他」5百万円に含めて表示しております。

### 3. 重要性のある会計方針

以下に記載されている会計方針は、本連結財務諸表に記載されているすべての期間に継続して適用しております。

#### (1) 連結の基礎

##### 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

当社グループ会社間の債権債務残高及び取引高、並びに当社グループ会社間取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたり消去しております。

##### 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失するまで、持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん相当額が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により、決算日を統一することが実務上不可能であるため、決算日が異なる関連会社及び共同支配企業への投資が含まれております。決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

#### (2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。反対に下回る場合には、差額を純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。新たに得た情報が資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は1年を超えない期間であります。

仲介手数料、助言、法律、会計、評価、その他の専門家又はコンサルティングの報酬等の取得関連コストは、発生してサービスが提供された期間に費用として処理しております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成しております。

(4) 金融商品

非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融資産に関する契約の当事者となった時点で当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

( ) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。利息は金融収益として当期の純損益に認識しております。

( ) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

## 非デリバティブ金融負債

### (a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、金融負債の発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

### (b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

#### ( ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

#### ( ) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価により測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得については金融収益の一部として、損失については金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

### (c) 金融負債の認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

## (5) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト及び資産の原状回復コストが含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～10年
機械装置	13～14年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

## (6) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3. 重要性のある会計方針 (2) 企業結合」に記載しております。

のれんは、当初認識時においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を認識しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

## (7) 無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合により取得した無形資産は当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しております。

各資産の償却費は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

顧客関連資産 4～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。また、商標権については、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

#### (8) リース

借手としてのリース取引については、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料の現在価値で、使用权資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

使用权資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しております。リース料は、利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しております。金利費用は、金融費用として純損益で認識しております。

ただし、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

貸手としてのリース取引については、ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に、正味リース投資未回収額を債権として計上しております。

#### (9) 非金融資産の減損

繰延税金資産及びのれんを除く当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日現在ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。そのような減損の兆候のいずれかが存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんについては、減損の兆候の有無に係わらず各連結会計年度における一定時期に回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額とされます。使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引きます。

個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合は、当該資産を含み、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループである資金生成単位について、回収可能価額を見積ります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れません。その他の資産について過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日において、もはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れております。この場合には、減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額を回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の測定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借物件の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、認識しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

(12) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

具体的な収益認識の基準は注記「19. 売上収益」に記載しております。

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「無形資産」として表示しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

(13) 金融収益及び金融費用

金融収益は主として、受取利息等から構成され、受取利息は実効金利法に基づき発生時に認識しております。

金融費用は主として、借入金に対する支払利息等から構成され、支払利息は実効金利法に基づき発生時に認識しております。

## (14) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用及び繰延税金資産及び負債の変動である繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

当期税金費用は、当期の課税所得について納付すべき税額で測定しております。これらの税額は期末日において制定、又は実質的に制定されている税率に基づき算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金や繰越税額控除のような、将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性の高い範囲内で認識しております。一方、繰延税金負債は、将来加算一時差異に対して認識しております。ただし、以下の一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債を認識しておりません。

(ア)のれんの当初認識から生じる一時差異

(イ)企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

(ウ)子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

子会社に係る将来減算一時差異については、当該将来減算一時差異が予測し得る期間内に解消し、使用解消となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定、又は実質的に制定されている法人所得税法令に基づいて、繰延税金資産が回収される期又は繰延税金負債が決済される期に適用されると見込まれる税率に基づいて算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当社グループが当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又はこれら税金資産及び税金負債が同時に実現することを意図している場合には、連結財政状態計算書において相殺して表示しております。

## (15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の期中平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響について、親会社の所有者に帰属する当期利益及び発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

## (16) 資本

## 普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識し、直接発行コスト(税効果考慮後)は資本剰余金から控除しております。

## 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しており、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失を純損益として認識しておりません。なお、帳簿価額と処分時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

## (17) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり、人件費として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、移行日(2020年4月1日)より前に権利確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を遡及適用しておりません。

## 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響

を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

当社グループの翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の判断、見積り及び仮定に関する主な情報は、以下のとおりであります。

- ・のれんの減損(注記「3. 重要性のある会計方針 (6) のれん」及び注記「10. のれん及び無形資産」)
- ・金融商品の公正価値(注記「3. 重要性のある会計方針 (4) 金融商品」及び注記「28. 金融商品」)

## 5. セグメント情報

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループは、成約支援事業の単一セグメントであります。

### (2) セグメント収益及び業績

当社グループは、成約支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (3) 製品及びサービスに関する情報

提供している製品及びサービス並びに収益の額については、注記「19. 売上収益」に記載のとおりであります。

### (4) 地域別に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内売上収益が、連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

### (5) 主要な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%以上を占める顧客グループが存在しており、当該顧客グループから生じた売上収益は前連結会計年度において2,612百万円(エネルギー領域)、当連結会計年度において6,133百万円(エネルギー領域)であります。

## 6. 企業結合及び非支配持分の取得

### (1) 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### (取得による企業結合)

#### (1) 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：株式会社Five Line及び株式会社ADVANX

被取得企業の事業の内容：ユーザー向け電気ガス比較サービス他

#### (2) 取得日

2023年7月3日

(3) 取得した議決権付資本持分の割合

	株式会社Five Line	株式会社ADVANX
取得日直前に所有していた議決権比率	0.0 %	0.0 %
取得日に追加取得した議決権比率	60.0 %	100 %
取得後の議決権比率	60.0 %	100 %

(4) 企業結合の主な理由

電力・ガス事業者への当社グループとしての成約支援総数が大幅に増加し、エネルギー領域におけるプレゼンスが高まることや、価格交渉力においても優位性が生まれることで、さらなるWebマーケティング、パートナー戦略が推進され、ユーザー集客数の増加を見込んでおります。また、株式会社Five Lineは電力のみの成約でなく、ガス等の付帯率が高いことや、各サービスにおけるストック収益も大きく積み上げており、当社グループのストック収益強化においても大きな貢献が期待できるためであります。

(5) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

(6) 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

2023年7月3日現在

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	
現金	340
自己株式処分	266
取得対価合計	606
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	319
非流動資産	51
資産合計	370
流動負債	94
非流動負債	236
負債合計	331
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	39
非支配持分	28
のれん	596

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。

取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

のれんの主な内容は、将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。

(7) 企業結合により認識した無形資産の耐用年数

該当事項はありません。

(8) 取得した債権の公正価値

営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

(9) 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上収益及び当期利益

売上収益 1,170百万円  
 当期利益 80百万円

(10) 取得日が当連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の当連結会計年度における売上収益及び当期利益

売上収益 1,443百万円  
 当期利益 109百万円

(注) 当該金額については、監査証明を受けておりません。

(11) 取得関連コスト

15百万円(連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。)

(12) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	340
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	275
子会社の取得による支出	64

(非支配持分の取得に伴う親会社の所有持分の変動)

当社は、当社グループのエネルギー事業のより一層の強化・拡大を図るため、2023年7月3日付で株式会社INEの非支配株主が保有する普通株式の49.09%を追加取得しました。この結果、当社の同社に対する議決権比率は50.91%から100%に増加しました。

追加取得の対価1,932百万円(現金1,571百万円及び当社自己株式処分361百万円)と、追加取得に際して減少した非支配持分の帳簿価額823百万円との差額である1,109百万円を資本剰余金の減少として処理しております。

当社は、当社グループのエネルギー事業のより一層の強化・拡大を図るため、2024年1月4日付で株式会社Five Lineの非支配株主が保有する普通株式の40.0%を追加取得しました。この結果、当社の同社に対する議決権比率は60.0%から100%に増加しました。

追加取得の対価295百万円と、追加取得に際して減少した非支配持分の帳簿価額56百万円との差額である238百万円を資本剰余金の減少として処理しております。

(子会社の売却)

(1) 支配喪失の概要

当社は、2023年6月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるポートエンジニアリング株式会社(以下「ポートエンジニアリング」という。)の全株式を、株式会社ココナラに譲渡すること(以下「本株式譲渡」という。)を決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

なお、ポートエンジニアリングの株式譲渡は、2023年7月3日に完了しており、同社に対する支配を喪失しております。

(2) 支配喪失日現在の資産及び負債の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	155
非流動資産	0
資産合計	155
流動負債	91
非流動負債	-
負債合計	91

(3) 支配喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
現金による受取対価	250
支配喪失時の資産のうち、現金及び現金同等物	4
子会社の取得による支出	245

(4) 当該子会社の概要

ポートエンジニアリングに対する支配の喪失に伴って認識した利益186百万円を、連結損益計算書上、その他の収益に計上しております。

(2) 当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(取得による企業結合)

(1) 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：みんな就株式会社

被取得企業の事業の内容：新卒採用企業向け広告事業及び、人材会社向け送客事業

(2) 取得日

2024年4月1日

(3) 取得した議決権付資本持分の割合

取得日直前に所有していた議決権比率	0.0 %
取得日に追加取得した議決権比率	100 %
取得後の議決権比率	100 %

(4) 企業結合の主な理由

楽天グループみんな就事業を取得することで、新卒採用支援市場のtoC（エンドユーザー）向けプロダクトで圧倒的なポジションを獲得することができ、現在の求人サイト型のビジネスモデルが寡占状態となっている新卒採用支援市場において第三極として、求職者と企業との情報の非対称性の解消を推進すること、また、当社事業拡大のための補完やシナジー効果が大きく期待できると考えたためであります。

(5) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

(6) 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

2024年4月1日現在

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	2,281
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	125
非流動資産	616
資産合計	742
流動負債	72
非流動負債	218
負債合計	291
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	451
のれん	1,829

当社グループは子会社株式の取得に際して、原則として社内で株式価値を算定し、取得価額の決定の基礎としております。株式価値は直近の事業計画等の純利益を、事業形態の類似性等の一定の仮定を織り込んで選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定しております。

また、当社グループは企業結合日において識別可能と判断した無形資産を識別しておりますが、この算定にあたり、識別した無形資産は一定の仮定を織り込んだロイヤリティ免除法等の評価モデルを用いて公正価値を算定しております。

なお、取得原価の配分が完了した結果、暫定的に算定された金額からのれんが398百万円減少しております。当初の暫定的な金額からの受け入れた資産及び負債の主な変動は、非流動資産の増加616百万円、非流動負債の増加218百万円であります。

(7) 企業結合により認識した無形資産の耐用年数

該当事項はありません。

(8) 取得した債権の公正価値

営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

(9) 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上収益及び当期利益

売上収益	978百万円
当期利益	180百万円

(子会社の売却)

(1) 支配喪失の概要

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ドアーズの全株式をニフティライフスタイル株式会社に売却することを決議しました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年5月31日付で同社の株式を譲渡いたしました。

(2) 支配喪失日現在の資産及び負債の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	508
非流動資産	37
資産合計	546
流動負債	129
非流動負債	-
負債合計	129

(3) 支配喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
現金による受取対価	1,750
支配喪失時の資産のうち、現金及び現金同等物	375
子会社の売却による収入	1,374

(4) 当該子会社の概要

ドアーズに対する支配の喪失に伴って認識した利益25百万円を、連結損益計算書上、非継続事業からの当期利益に計上しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。なお、現金及び現金同等物の連結財政状態計算書上の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の残高は一致しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	3,797	2,543
合計	3,797	2,543

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	2,970	4,041
未収入金	169	66
損失評価引当金	6	87
合計	3,133	4,020

9.有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物	機械装置	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	208	-	107	-	-	316
取得	168	275	135	137	1	718
企業結合	22	-	0	-	-	22
売却又は処分	8	-	0	-	-	8
科目振替	0	-	1	-	1	0
減価償却費	24	6	63	-	-	94
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	367	269	181	137	-	955
取得	70	10	118	13	508	721
企業結合	2	-	2	-	-	4
売却又は処分	-	-	0	-	-	0
科目振替	26	-	15	-	60	18
減価償却費	38	22	90	-	-	151
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	423	258	222	151	448	1,503

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「非継続事業からの当期利益」に含まれております。

取得原価

(単位：百万円)

	建物	機械装置	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	219	-	176	-	-	395
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	406	275	310	137	-	1,129
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	482	286	429	151	448	1,798

減価償却累計額

(単位：百万円)

	建物	機械装置	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	10	-	69	-	-	79
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	39	6	129	-	-	174
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	59	28	207	-	-	295

10. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	3,399	374	163	68	0	607
取得	-	278	-	412	-	691
企業結合	596	0	-	-	-	0
売却又は処分	-	2	-	-	-	2
償却費	-	100	17	26	-	144
減損損失	-	-	-	-	-	-
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	3,995	552	145	454	0	1,152
取得	-	542	-	1,291	-	1,833
企業結合	559	26	616	60	-	529
売却又は処分	-	2	-	-	-	2
償却費	-	119	66	156	-	209
減損損失	-	-	-	-	-	-
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	4,554	946	828	1,527	0	3,303

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	3,399	523	212	87	0	823
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	3,995	800	212	499	0	1,513
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	4,554	1,301	829	1,703	0	3,835

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	-	148	48	19	-	216
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	-	248	66	45	-	360
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	-	355	0	175	-	531

償却費は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

(2) のれんの減損テスト

のれんの減損テストについては、連結会計年度末及び減損の兆候が存在する場合にはその都度実施しており、各資金生成単位の回収可能価額を測定し、帳簿価額と回収可能価額とを比較しております。当社グループは、各資金生成単位の回収可能価額を、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。

使用価値は、取締役会が承認した過去の実績や将来の売上高成長率等の一定の過程を織り込んで算定した事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、事業形態の類似性等の一定の仮定を織り込んで選定した類似公開企業の財務情報を基に算定した当該資金生成単位の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定しております。

処分コスト控除後の公正価値は、2025年3月期の実績を基礎とした純利益を、事業形態の類似性等の一定の仮定を織り込んで選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定しております。

なお、減損テストに用いた仮定が合理的に予測可能な範囲に変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
就活会議株式会社	638	638
株式会社ドアーズ	1,270	-
株式会社INE	1,490	1,490
株式会社Five Line及び 株式会社ADVANX	596	596
みんな就株式会社	-	1,829
合計	3,995	4,554

使用価値の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	税引前割引率(%)	成長率(%)	税引前割引率(%)	成長率(%)
就活会議株式会社	17.6	0.0	13.9	1.0
株式会社ドアーズ	16.4	0.0	-	-
株式会社INE	13.8	0.0	14.9	1.0
株式会社Five Line及び 株式会社ADVANX	21.0	0.0	14.9	1.0
みんな就株式会社	-	-	14.2	1.0

(3) 耐用年数が確定できない無形資産

上記の無形資産のうち耐用年数を確定できない資産は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ145百万円及び828百万円であります。このうち、主なものは企業結合時に取得した商標権であり、事業が継続する限り存続するため、耐用年数を確定できないものと判断しております。

## 11. 法人所得税

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

## 増減表

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の将来課税所得に対する利用可能性、将来課税所得の十分性及びタックスプランニングを考慮しております。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	2023年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	企業結合	その他	2024年 3月31日
繰延税金資産						
資産調整勘定	31	18	-	-	-	13
未払金	-	14	-	-	-	14
未払費用	30	19	-	-	-	49
未払事業税	9	7	-	8	-	25
返金負債	9	12	-	-	-	21
リース負債	212	129	-	-	-	83
その他	30	8	-	-	-	38
繰延税金負債との相殺	212	50	-	-	-	162
小計	111	35	-	8	-	84
繰延税金負債						
識別可能な無形資産	88	115	-	-	-	203
有形固定資産	-	67	-	-	-	67
使用権資産	212	129	-	-	-	83
その他	0	29	-	-	-	29
繰延税金資産との相殺	212	50	-	-	-	162
小計	87	133	-	-	-	221
合計	24	169	-	8	-	136

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	2024年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	企業結合	その他	2025年 3月31日
繰延税金資産						
資産調整勘定	13	10	-	-	-	3
未払金	14	239	-	-	-	253
未払費用	49	16	-	-	-	66
未払事業税	25	22	-	-	-	48
返金負債	21	62	-	-	-	83
リース負債	83	28	-	-	-	112
その他	38	4	-	-	-	34
繰延税金負債との相殺	162	28	-	-	-	190
小計	84	326	-	-	-	410
繰延税金負債						
識別可能な無形資産	203	570	-	-	-	773
有形固定資産	67	10	-	-	-	78
使用権資産	83	55	-	-	-	138
その他	29	6	-	-	-	22
繰延税金資産との相殺	162	28	-	-	-	190
小計	221	601	-	-	-	822
合計	136	274	-	-	-	411

未認識の繰延税金資産

a. 将来減算一時差異

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
将来減算一時差異	327	1,078

b. 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	-	-
1年超5年以内	-	-
5年超	13	77
合計	13	77

未認識の繰延税金負債

該当事項はありません。

## (2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識された法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

日本国内の法人所得税費用は主に法人税、住民税及び事業税から構成されており、その他はその所在地における税法等に従い、一般的な適用税率により計算しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期税金費用		
当期課税	631	984
過年度修正	-	-
小計	631	984
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	169	74
小計	169	74
合計	800	1,059

## (3) 税率の調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は、以下のとおりであります。

当社グループは、主に日本国の税法に基づき法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した当連結会計年度の法定実効税率は31.5%(前連結会計年度は30.6%)であります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
適用税率	30.6	31.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	1.3
事業税付加価値割	0.9	1.0
連結子会社の税率差異	1.9	2.1
評価性引当額の増減	1.2	1.8
法人税額の特別控除	1.9	2.2
その他	1.0	0.6
平均実際負担税率	31.9	36.1

12. 社債及び借入金

(1) 社債及び借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	平均利率 (%)	返済(償還) 期限
短期借入金	92	316	1.2	
1年内償還予定の社債	200	117	0.5	-
1年内返済予定の 長期借入金	1,169	1,416	1.3	-
社債	285	168	0.8	2025年9月 ~2030年1月
長期借入金	3,573	5,110	1.4	2025年5月 ~2036年3月
合計	5,321	7,129		-
流動負債	1,462	1,850		-
非流動負債	3,858	5,278		-
合計	5,321	7,129		-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. 「社債及び借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

一部の借入金については財務制限条項が付されておりますが、当該条項を遵守しております。当該条項につきましては、要求される水準を維持するようにモニタリングしております。

(2) 社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	発行残高	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	利率(%)	償還期限
ポート株式会社 第1回無担保社債	2020年 9月10日	750	222	74	0.34	2025年 9月
ポート株式会社 第2回無担保社債	2023年 1月31日	300	253	211	0.24	2030年 1月
株式会社INE 第1回無担保 社債	2020年 1月27日	50	10	-	0.42	2025年 1月
合計			486	285	-	-

(3) 担保に供している資産及び対応する債務

一部の長期債務の一般的な契約条項として、銀行の要請がある場合には現在及び将来の負債に対し担保差入及び債務保証をすること、並びに銀行は返済期日において又は債務不履行が生じた場合に、債務を預金と相殺する権利を有していることが規定されております。

担保に供している資産及び対応する債務は、以下のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
営業債権及びその他の債権	-	1
有形固定資産	-	186
土地	-	52
機械及び装置	-	133
合計	-	188

対応する負債

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	-	216
1年内返済予定長期借入金	-	15
長期借入金	-	150
合計	-	381

13. リース

(借手側)

当社グループは、オフィスビルをリースしております。オフィスビルの賃貸借契約は通常2年から5年で締結しております。リースは、リースされた資産が当社グループによって利用可能となる日付時点で、使用权資産及び対応する負債として認識しております。

各リース料の支払いは、負債の返済分と金利費用に分配しております。金利費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

リース期間を決定する際に、延長オプション、解約オプション、経済的インセンティブを創出するようなすべての事実及び状況を検討しております。

(1) 連結財政状態計算書に認識された金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
使用权資産		
建物及び建物附属設備	811	1,233
合計	811	1,233
リース負債		
流動負債	222	353
非流動負債	639	963
合計	861	1,317

(2) 連結損益計算書に認識された金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
使用权資産の減価償却費		
建物及び建物附属設備を原資産とするもの	214	306
減価償却費合計	214	306
リース負債に係る金利費用	12	9
リースに関連する費用合計(純額)	12	9

(注) 前連結会計年度に213百万円、当連結会計年度に334百万円のリースによるキャッシュ・アウトフローを認識しております。

(貸手側)

当社グループは、ファイナンス・リースとして設備の賃貸を行っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末のファイナンス・リースに係るリース投資未回収総額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	96	96
1年超5年以内	332	236
合計	428	332

ファイナンス・リースに係る正味リース投資未回収額に対する金融収益は、重要性がありません。

## 14. 持分法で会計処理されている投資

## 関連会社に関する投資

## 重要な関連会社

当社グループにとって重要性がある関連会社は以下のとおりであります。

名称	主要な事業の内容	所在地	持分割合	
			前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式会社HRteam (注)	人材紹介サービスほか	東京都渋谷区	-	20.0%

(注) 2024年11月末に株式の追加取得を行い、持分法適用会社としております。

株式会社HRteamの要約財務諸表及び当該関連会社に対する持分の帳簿価額との調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
流動資産	-	1,958
非流動資産	-	888
資産合計	-	2,846
流動負債	-	1,749
非流動負債	-	617
負債合計	-	2,366
資本合計	-	479
資本合計のうち当社グループの持分	-	95
のれん相当額及び連結調整	-	743
持分の帳簿価額	-	839

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	-	1,331
当期利益	-	198
当期利益に対する持分取込額	-	39
当期包括利益	-	198
当期包括利益に対する持分取込額	-	39

個々には重要性がない関連会社

該当事項はありません。

## 15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
買掛金	42	82
営業未払金	104	147
合計	146	229

## 16. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務
前連結会計年度期首(2023年4月1日)	101
期中増加額(繰入)	124
期中増加額(企業結合による増加)	20
期中減少額(目的使用)	3
期中減少額(戻入)	-
その他	-
前連結会計年度末(2024年3月31日)	243
期中増加額(繰入)	44
期中増加額(企業結合による増加)	-
期中減少額(目的使用)	4
期中減少額(戻入)	-
その他	-
当連結会計年度末(2025年3月31日)	282
流動負債	16
非流動負債	266

資産除去債務

資産除去債務は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。支出の時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

17. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数

授権株式数及び発行済株式数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
授権株式数		
普通株式	42,908,600	42,908,600
発行済株式数		
期首残高	12,130,220	13,816,090
期中増加(注) 2	1,685,870	230,900
期中減少	-	-
期末残高	13,816,090	14,046,990

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面普通株式であり、発行済株式は全額払い込済みとなっております。

2. 第三者割当増資による新株の発行、有償一般募集による増資、及び新株予約権の行使によるものであります。

(2) 資本剰余金

資本準備金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

その他資本剰余金

一定の資本取引並びに資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金及び自己株式処分差益であります。

新株予約権

当社グループの役員及び従業員等に対して付与した新株予約権であります。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益準備金の金額に基づいて算定されております。

また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けており、当社はその範囲内で利益剰余金の分配を行うこととしております。

(4) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	1,002,159	744,103
期中増加(注) 1	44	-
期中減少(注) 2	258,100	25,700
期末残高	744,103	718,403

(注) 1. 2022年5月13日開催の取締役会の決議による取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

2. 第三者割当による自己株式処分によるものであります。

(5) その他の資本の構成要素

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の取得価額と公正価値の評価差額であります。

18. 配当金

(1) 配当金の支払額

配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26	2.00	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 配当金の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26	2.00	2024年3月31日	2024年6月21日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月20日開催の第14期定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33	2.50	2025年3月31日	2025年6月23日

## 19. 売上収益

## (1) 収益の分解

当社グループは、単一セグメントの成約支援事業を展開しております。顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
人材領域	5,357	7,331
エネルギー領域	6,687	10,737
新規・その他	3,535	3,895
合計	15,580	21,963

(注) 2024年5月31日付で当社の連結子会社である株式会社ドアーズの全株式をニフティライフスタイル株式会社に譲渡したため、当該事業を非継続事業に分類しております。また、販売支援サービスに含めていたカードローン領域、リフォーム領域を当連結会計年度より新規・その他に変更しております。これに伴い、前連結会計年度の当該売上収益を組み替えて表示しております。

## 人材領域

人材支援サービスでは、主に、就職活動を中心に全ての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク!」の運営等を行っております。

## (i) アライアンスサービス

アライアンスサービスにおいては、契約に基づき、主として、「キャリアパーク!」等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への資料請求やユーザー登録、申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

## ( ) 人材紹介サービス

人材紹介サービスにおいては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の紹介者の内定承諾時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、紹介者が契約に定める一定の期間内に内定辞退する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の返金実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

## エネルギー領域

エネルギー領域では、主に新電力に関するマッチングDXメディアである「エネチョイス」「引越手続き.com」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、電力等の切替のニーズがあり、顧客の定める成果条件を満たすユーザーを送客する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーを顧客へ取り次いだ時点(顧客データベースへの登録等)で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね3ヵ月以内に支払いを受けております。

なお、事後的な取次の否認等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を認識しております。事後的な否認等の変動対価の見積りは、過去の事後的な否認等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

## 新規・その他

新規・その他では、主に、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイト「マネット」の運営等及び新規事業開発を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、マネット等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

## (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金	1,748	2,970	4,041
契約負債	40	27	86

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権のうち、売掛金は営業債権及びその他の債権に含まれております。前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額はそれぞれ40百万円及び27百万円であります。契約負債は、主に採用支援サービスにおいて顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

## (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## (4) 顧客との契約の獲得又は履行コストについて認識した資産

## 内訳

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約獲得のためのコスト	412	1,236

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客獲得時に発生する代理店等への手数料や成果報酬型の広告宣伝費であります。当該コストは、対応する顧客からの収益の発生が継続すると予想される期間にわたって、定額法で償却しております。

## 償却及び減損損失

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産について認識した償却及び減損損失は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
償却	19	155
減損損失	-	-

## 20. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	5,418	7,490
給料及び手当	1,498	2,123
減価償却費及び償却費	284	348
その他	3,637	6,187
合計	10,839	16,150

## 21. その他の収益及びその他の費用

## (1) その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
助成金収入	71	0
受取手数料	50	42
子会社株式売却益	186	247
雑収入	7	15
その他	0	13
合計	315	319

## (表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定資産売却益」(前連結会計年度0百万円)については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

## (2) その他の費用

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	24	36
支払報酬料	3	-
固定資産除却損	6	0
事務所移転費用	14	11
その他	0	1
合計	50	49

22. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産：		
現金及び現金同等物	0	14
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で評価する 資本性金融資産	0	0
投資事業組合運用益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	13
合計	0	28

(2) 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債：		
社債	6	4
借入金	51	69
リース負債	13	9
合計	71	83

## 23. 非継続事業

## (1) 非継続事業の概要

当社は、2024年5月31日付で、当社の連結子会社である株式会社ドアーズの全株式をニフティライフスタイル株式会社に譲渡いたしました。

そのため、当連結会計年度における株式会社ドアーズの事業に関連する損益及びキャッシュ・フローを、非継続事業として分類するとともに、前連結会計年度についても修正再表示し、当該非継続事業を区分して表示しております。

## (2) 非継続事業の損益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非継続事業の損益		
収益	1,043	227
費用	858	171
非継続事業からの税引前利益	185	56
法人所得税費用	54	47
非継続事業からの当期利益	130	8

(注) 当連結会計年度において、株式会社ドアーズの全株式を譲渡したことによる売却益25百万円が含まれていません。

## (3) 非継続事業からのキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非継続事業からのキャッシュ・フロー		
営業活動によるキャッシュ・フロー	73	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	9	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	135	201
合計	71	197

## 24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産		
当期発生額	19	323
組替調整額	-	-
税効果調整前	19	323
税効果額	-	-
税効果調整後	19	323
純損益に振り替えられることのない項目合計	19	323
その他の包括利益合計	19	323

25. 1 株当たり利益

基本的 1 株当たり当期利益及び希薄化後 1 株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
基本的 1 株当たり当期及び希薄化後 1 株当たり当期利益の 計算に使用する当期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,456	1,887
親会社の普通株主に帰属しない当期利益	-	-
基本的 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	1,456	1,887
継続事業	1,325	1,878
非継続事業	130	8
当期利益調整額	-	-
希薄化後 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	1,456	1,887
継続事業	1,325	1,878
非継続事業	130	8
期中平均普通株式数(株)	12,315,971	13,247,590
普通株式増加数		
新株予約権(株)	458,051	278,981
希薄化後の期中平均株式(株)	12,774,022	13,526,571
基本的 1 株当たり当期利益(円)		
継続事業	107.62	141.83
非継続事業	10.61	0.67
基本的 1 株当たり当期利益	118.23	142.50
希薄化後 1 株当たり当期利益(円)		
継続事業	103.76	138.91
非継続事業	10.23	0.65
希薄化後 1 株当たり当期利益	113.99	139.56
希薄化効果を有しないため、希薄化後 1 株当たり 当期利益の計算に含めなかった金融商品	第 7 回新株予約権 第 10 回新株予約権	第 10 回新株予約権 第 11 回新株予約権

26. キャッシュ・フロー情報

(1) 重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資及び財務取引)は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
新たなリース契約または更新により取得した使用权資産	380	453
リース契約の解消に伴い減少した使用权資産	41	23

(2) 財務活動から生じる負債の変動

財務活動から生じる主な負債の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	社債	短期借入金	長期借入金
前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	684	-	4,018
キャッシュ・フロー 非資金取引	203	92	464
企業結合	-	-	269
その他	4	-	10
前連結会計年度末 (2024年3月31日)	486	92	4,742
キャッシュ・フロー 非資金取引	203	223	1,773
その他	3	-	10
当連結会計年度末 (2025年3月31日)	285	316	6,527

## 27. 株式報酬

## (1) 株式報酬制度の内容

当社グループは、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。

当社又は子会社の株主総会又は取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員及び従業員に対して付与されております。権利行使期間は新株予約権割当契約書に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。

当社グループの株式報酬制度は、持分決済型株式報酬として会計処理されております。株式報酬に係る費用は以下のとおりであります。

株式報酬に係る費用

該当事項はありません。

当社が発行しているストック・オプション

当社が発行しているストック・オプションは以下のとおりであります。

当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員を対象として、持分決済型のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式であります。

	付与数 (株)(注1)	付与日	行使期間	行使価格 (円)	付与日の 公正価値(円)
第2回(注2、3)	56,400	2016年1月24日	自 2018年1月25日 至 2025年12月25日	218	137
第4回(注2、3)	67,300	2017年3月31日	自 2019年4月1日 至 2026年3月1日	230	127
第5回(注2、4)	336,540	2017年7月18日	自 2019年7月19日 至 2027年7月18日	230	122
第5回(注2、3)	381,460	2018年3月13日	自 2020年3月14日 至 2028年3月13日	230	123
第6回(注5)	640,000	2019年9月4日	自 2022年7月1日 至 2024年8月25日	938	7
第7回(注5)	112,800	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2024年5月14日	625	1
第8回(注5)	118,000	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日	625	1
第9回(注2、5)	40,000	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日	625	1
第10回(注5、6)	229,700	2023年8月18日	自 2026年5月15日 至 2028年5月14日	2,084	18
第11回(注5、7)	482,600	2024年3月26日	自 2030年5月15日 至 2038年5月14日	2,099	1

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) 権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(注3) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使でき、2年を経過した日からは割当数のすべてを行使することができます。

(注4) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場することが行使の条件となっております。

(注5) 権利確定条件の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

(注6) 割当日から2025年7月1日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。2025年7月2日から行使期間終期までの期間においては、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しません。

(注7) 割当日から2029年9月1日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。2029年9月2日から行使期間終期までの期間においては、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しません。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

当社が発行しているストック・オプション

ストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,237,230	658	881,060	925
付与	229,700	2,084	482,600	2,099
行使	585,870	815	230,900	795
失効	-	-	2,900	2,084
満期消滅	-	-	112,800	625
期末未行使残高	881,060	925	1,017,060	1,541
期末行使可能残高	538,560	494	307,660	267
加重平均残存契約年数	2.5年		7.7年	
期末現在の未行使のストック・ オプションの行使価格の範囲	218円～2,084円		218円～2,099円	

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、第2回～第5回 ストック・オプション1個に対して付与される株式数は10株、第6回～第11回ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

(注2) 権利行使時における加重平均株価は、前連結会計年度において1,760円、当連結会計年度において1,993円であります。

(3) ストック・オプションの公正価値及び公正価値の算定方法

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

第10回新株予約権

公正価値	18円 / 株
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション
付与日前日の株価 (注) 1	2,084円
行使価格	2,084円
株価変動性 (注) 2	70.71%
予想残存期間 (注) 3	4.74年
予想配当 (注) 4	-
無リスク利率 (注) 5	0.072%

- (注) 1. 東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。  
 2. 当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティに基づき算定しております。  
 3. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。  
 4. 配当実績がないため、記載しておりません。  
 5. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

第11回新株予約権

公正価値	1円 / 株
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション
付与日前日の株価 (注) 1	1,977円
行使価格	2,099円
株価変動性 (注) 2	68.24%
予想残存期間 (注) 3	14.1年
予想配当 (注) 4	2.00円 / 株
無リスク利率 (注) 5	1.243%

- (注) 1. 東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。  
 2. 当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティに基づき算定しております。  
 3. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。  
 4. 2024年3月期の配当予想額によっております。  
 5. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

28. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

当社グループが資本管理において用いる指標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有利子負債	5,321	7,129
現金及び現金同等物	3,797	2,543
純有利子負債(差引)	1,523	4,586
自己資本額	6,752	8,511
自己資本比率(%)	41.6	37.4

- (注) 有利子負債：社債及び借入金  
 自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計  
 自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク、市場リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク

( )信用リスク管理活動

信用リスクは、取引先の債務不履行により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。なお、当社グループは単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

( )信用リスクに対する最大エクスポージャー

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であります。

## ( )信用リスク管理実務

営業債権及びその他の債権、その他の金融資産については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮して、将来の予想信用損失を測定して、損失評価引当金を認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かについては、債務不履行発生リスクの変動により評価しております。そのために、取引先の財務状況、過去の貸倒損失計上実績、過去の期日経過情報などを考慮して判断しております。

営業債権には重要な金融要素が含まれていないため、営業債権に係る損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しており、取引内容や取引規模に応じ、全期間の予想信用損失を個別に測定する場合と集合的に測定する場合があります。集合的に測定する場合であっても、営業債権の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える、以下のような1つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損した営業債権は個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・債務者の重大な財政的困難
- ・債務不履行又は期日経過などの契約違反
- ・債務者が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

その他の金融資産(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を除く)に係る損失評価引当金は、12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。営業債権と同様の判断基準で見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える、一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損したその他の金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。また、信用減損した金融資産について、信用調査の結果、その全部又は一部を回収するという合理的な予想を有しておらず、直接償却することが適切と判断された場合には、直接償却を行っております。

なお、当社グループの顧客は信用力の高い企業等が多いため、信用リスクは限定的であり、営業債権の減損への影響は軽微であるため、信用リスクのエクスポージャー及び損失評価引当金の増減の記載を省略しております。

## 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	146	146	146	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債(注)1	486	491	203	118	43	43	43	40
借入金(注)2	4,835	4,909	1,286	1,016	864	739	334	669
リース負債	861	861	222	197	182	175	75	8
その他の金融負債								
未払金	1,724	1,724	1,657	66	-	-	-	-
その他	4	4	4	-	-	-	-	-
合計	8,058	8,139	3,520	1,397	1,090	958	452	719

(注) 1. 1年内償還予定の社債を含んでおります。

2. 短期借入金及び1年内返済予定の借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	229	229	229	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債(注)1	285	288	118	43	43	43	40	-
借入金(注)2	6,843	6,907	1,755	1,324	1,271	934	651	971
リース負債	1,317	1,317	353	355	350	236	21	-
その他の金融負債								
未払金	2,883	2,883	2,878	5	-	-	-	-
その他	5	5	-	-	-	-	-	5
合計	11,564	11,631	5,335	1,728	1,664	1,213	713	976

(注) 1. 1年内償還予定の社債を含んでおります。  
 2. 短期借入金及び1年内返済予定の借入金を含んでおります。

市場リスク

当社グループは、運転資金確保、有形固定資産取得等のため金融機関からの借入又は社債発行を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。

( )金利変動リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コスト等に大きく影響致します。借入金等に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入残高及び契約内容の見直しを実施しております。

( )金利感応度分析

各報告期間において、金利が0.1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、金利が0.1%下落した場合の、当社グループの税引前当期利益に与える影響額は、以下の表と同額で反対の影響があります。

ただし、当分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
税引前当期利益	5	7

## 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類内訳は、以下のとおりであります。

## 金融資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)				当連結会計年度 (2025年3月31日)			
	償却原価で 測定する金 融資産	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資本性金 融資産	純損益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産	合計	償却原価で 測定する金 融資産	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資本性金 融資産	純損益を 通じて公 正価値で 測定する 金融資産	合計
流動資産								
営業債権及びその他の債権	3,133	-	-	3,133	4,020	-	-	4,020
その他の金融資産								
預入期間3ヵ月超の定期預金	7	-	-	7	-	-	-	-
前払金	7	-	-	7	28	-	-	28
その他	0	-	-	0	1	-	-	1
非流動資産								
その他の金融資産								
貸付金	-	-	-	-	40	-	-	40
未収入金	-	-	-	-	68	-	-	68
株式	-	828	-	828	-	2,395	-	2,395
出資金	-	-	316	316	-	-	221	221
敷金	277	-	-	277	350	-	-	350
差入保証金	120	-	-	120	33	-	-	33
その他	0	-	-	0	7	-	-	7

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「その他の金融資産」の「その他」に含めていた「前払金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表注記において「その他」に表示していた7百万円は、「前払金」7百万円、「その他」0百万円として組替えております。

## 金融負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)			当連結会計年度 (2025年3月31日)		
	償却原価で測定 する金融負債	純損益を通 じて公正価 値で測定 する金融負債	合計	償却原価で測定 する金融負債	純損益を通 じて公正価 値で測定 する金融負債	合計
流動負債						
営業債務及びその他の債務	146	-	146	229	-	229
社債及び借入金						
社債	200	-	200	117	-	117
借入金	1,262	-	1,262	1,733	-	1,733
リース負債	222	-	222	353	-	353
その他の金融負債						
未払金	1,657	-	1,657	2,835	-	2,835
その他	2	-	2	-	-	-
非流動負債						
社債及び借入金						
社債	285	-	285	168	-	168
借入金	3,573	-	3,573	5,110	-	5,110
リース負債	639	-	639	963	-	963
その他の金融負債						
未払金	66	-	66	47	-	47
その他	2	-	2	5	-	5

金融商品の公正価値

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

( ) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

( ) その他の金融資産

敷金は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により測定しております。

上場株式は、期末日の取引所の価格によって測定しております。

非上場株式及び出資金は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

( ) 社債及び借入金

借入金は、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

( ) その他の金融負債

その他の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(2) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、敷金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債)は含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産				
敷金	277	276	358	335
償却原価で測定する金融負債				
社債及び借入金				
社債	486	488	285	283
借入金	4,835	4,810	6,843	6,601

(注) 上記の金融商品の公正価値ヒエラルキーは、すべてレベル2であります。

(3) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、四半期末ごとに判断しております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間における振替はありません。また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
株式	828	33	-	795	828
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
出資金	316	-	-	316	316

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
株式	2,395	1,522	-	873	2,395
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
出資金	221	-	-	221	221

(4) レベル3に分類した金融商品

( ) レベル3に分類した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に分類した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。これらの金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産
	非上場株式	出資金
期首残高	178	-
利得又は損失合計：		
純損益(注)1	-	-
その他の包括利益(注)2	31	-
包括利益	31	-
購入	645	316
売却	60	-
発行	-	-
償還又は決済	-	-
期末残高	795	316

(注) 1. 連結損益計算書における「金融収益」に含まれております。

(注) 2. 連結包括利益計算書における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」に表示しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産
	非上場株式	出資金
期首残高	795	316
利得又は損失合計：		
純損益(注)1	-	-
その他の包括利益(注)2	0	-
包括利益	0	-
購入	388	6
売却	-	-
発行	-	-
償還又は決済	25	100
レベル3からの振替(注)3	276	-
その他	9	1
期末残高	873	221

(注) 1. 連結損益計算書における「金融収益」に含まれております。

(注) 2. 連結包括利益計算書における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」に表示しております。

(注) 3. 投資先を持分法適用会社化したことによる振替であります。

( )重要な観察可能でないインプット

レベル3に分類した経常的な公正価値測定について、観察可能でないインプットのうち重要なものは、以下のとおりであります。

- ・企業結合による条件付対価

重要な観察可能でないインプットは被取得企業の業績達成可能性であり、業績達成可能性が高くなれば負債の公正価値は増加し、低くなれば公正価値は減少します。

( )観察可能でないインプットにおける感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

29. 重要な子会社

当社の重要な子会社は「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

30. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	春日 博文	-	-	当社取締役	(被所有) 33.86	-	新株予約権 の権利行使	393	-	-

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	丸山 侑佑	-	-	当社取締役	(被所有) 4.12	-	新株予約権 の権利行使	148	-	-

(2) 経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
短期従業員給付	50	61
合計	50	61

## 31. 重要な後発事象

## (資本金の額の減少)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少（以下、「本減資」といいます。）について2025年6月20日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

## 1. 本減資の目的

当社は持続的な成長と企業価値向上を実現するための経営戦略の一環として、適切な税制の適用を通じて財務健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

## 2. 資本金の額の減少の内容

## (1) 減少する資本金の額

2025年3月31日現在の資本金額に期末日以降2025年5月14日までの新株予約権行使による資本金の増加額を加えた2,569,979,150円を、2,544,979,150円減少して25,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

## (2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替えます。

## 3. 今後の日程

債権者異議申述公告日	2025年6月20日（予定）
債権者異議申述最終期日	2025年7月22日（予定）
減資の効力発生日	2025年7月23日（予定）

## (投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月16日付で、当社保有のENECHANGE株式会社の株式370万株を売却しました。

売却の内容は次のとおりであります。

対象株式	ENECHANGE社普通株式
売却株式数	3,700,000株（発行済み株式総数に対する比率8.69%）
売却株価	1株当たり320円
売却総額	1,184,000,000円
売却日	2025年5月16日
売却先	Briarwood Capital Partners LP

また、2025年5月16日時点での累計売却株式数と売却後の保有株式数は次のとおりであります。

売却開始前の保有株式数	6,315,400株（発行済み株式総数に対する比率14.83%）
今回の売却を含めた 累計売却株式数	5,036,100株（発行済み株式総数に対する比率11.82%）
売却後の保有株式数	1,279,300株（発行済み株式総数に対する比率3.00%）

(自己株式の取得)

当社は、2025年6月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。なお、本書提出日(2025年6月19日)までの取得状況につきましては、「第4提出会社の状況 2自己株式の取得等の状況 (2)取締役会決議による取得の状況」をご参照ください。

1. 自己株式の取得を行う理由

現状の株価水準を鑑み、資本効率の向上による株主価値の向上を図るとともに、今後のM&A等の積極的なコーポレートアクションに備えるために、自己株式の取得を行います。

2. 取得対象株式の種類：普通株式
3. 取得する株式の総数：200,000株(上限)
4. 株式の取得価額の総額：300,000,000円(上限)
5. 取得期間：2025年6月11日～2025年7月17日
6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(自己株式の取得)

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

現状の株価水準を鑑み、資本効率の向上による株主価値の向上を図るとともに、今後のM&A等の積極的なコーポレートアクションに備えるために、自己株式の取得を行います。

2. 取得対象株式の種類：普通株式
3. 取得する株式の総数：166,000株(上限)
4. 株式の取得価額の総額：300,000,000円(上限)
5. 取得期間：2025年6月20日～2025年9月30日
6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	9,917	21,963
税引前中間(当期)利益 (百万円)	1,539	2,932
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益 (百万円)	960	1,887
基本的1株当たり 中間(当期)利益 (円)	72.69	142.50

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,005	880
売掛金	2, 3 1,512	2, 3 1,817
前払費用	154	115
その他	259	2 655
流動資産合計	3,931	3,468
固定資産		
有形固定資産		
建物	340	319
機械及び装置	3 269	3 258
工具、器具及び備品	171	187
土地	3 108	3 149
建設仮勘定	-	448
有形固定資産合計	1 890	1 1,362
無形固定資産		
ソフトウェア	290	448
その他	0	53
無形固定資産合計	291	502
投資その他の資産		
投資有価証券	632	2,034
関係会社株式	7,613	9,111
出資金	216	121
関係会社長期貸付金	141	420
敷金	175	244
繰延税金資産	2	295
その他	115	322
投資その他の資産合計	8,897	12,550
固定資産合計	10,078	14,415
繰延資産		
社債発行費	10	4
その他	8	4
繰延資産合計	18	9
資産合計	14,028	17,894

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2 55	2 105
短期借入金	3, 4 92	3, 4 316
1年内償還予定の社債	193	118
1年内返済予定の長期借入金	3 1,004	3 1,314
未払金	2 1,232	2 1,895
未払費用	59	50
賞与引当金	0	0
未払法人税等	121	293
未払消費税等	94	120
前受金	26	23
返金負債	69	273
その他	182	2 294
流動負債合計	3,130	4,807
固定負債		
社債	288	170
長期借入金	3 3,304	3 4,982
資産除去債務	222	234
固定負債合計	3,815	5,388
負債合計	6,946	10,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,424	2,556
資本剰余金		
資本準備金	2,364	2,496
その他資本剰余金	422	451
資本剰余金合計	2,787	2,947
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,383	3,205
利益剰余金合計	2,383	3,205
自己株式	594	573
株主資本合計	7,001	8,135
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13	452
評価・換算差額等合計	13	452
新株予約権	94	14
純資産合計	7,082	7,698
負債純資産合計	14,028	17,894

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	8,518	2 10,206
売上原価	1,872	2 3,219
売上総利益	6,645	6,986
販売費及び一般管理費	1 6,139	1, 2 7,345
営業利益又は営業損失( )	506	359
営業外収益		
受取配当金	19	2 600
受取手数料	247	2 384
その他	15	2 49
営業外収益合計	281	1,033
営業外費用		
支払利息	35	68
支払手数料	23	34
その他	11	8
営業外費用合計	71	112
経常利益	716	562
特別利益		
投資有価証券売却益	43	3
子会社株式売却益	169	137
事業譲渡益	-	247
その他	0	3
特別利益合計	212	391
特別損失		
固定資産除却損	6	0
投資有価証券売却損	-	14
事務所移転費用	14	2
その他	-	1
特別損失合計	20	18
税引前当期純利益	908	935
法人税、住民税及び事業税	223	380
法人税等調整額	59	292
法人税等合計	283	87
当期純利益	625	847

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		703	37.6	986	30.6
経費		1,168	62.4	2,233	69.4
当期売上原価		1,872	100.0	3,219	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	489	481
広告宣伝費	405	1,227

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	944	885	-	885	1,758	1,758	800	2,788	1	1	294	3,081
当期変動額												
新株予約権の行使	1,480	1,479		1,479				2,959			200	2,759
剰余金の配当								-				-
当期純利益					625	625		625				625
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の処分			422	422			205	628				628
新株予約権の発行								-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									11	11	-	11
当期変動額合計	1,480	1,479	422	1,901	625	625	205	4,212	11	11	200	4,000
当期末残高	2,424	2,364	422	2,787	2,383	2,383	594	7,001	13	13	94	7,082

当事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	2,424	2,364	422	2,787	2,383	2,383	594	7,001	13	13	94	7,082
当期変動額												
新株予約権の行使	131	131		131				263			80	182
剰余金の配当					26	26		26				26
当期純利益					847	847		847				847
自己株式の取得								-				-
自己株式の処分			29	29			20	49				49
新株予約権の発行								-			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									438	438	-	438
当期変動額合計	131	131	29	160	821	821	20	1,134	438	438	79	615
当期末残高	2,556	2,496	451	2,947	3,205	3,205	573	8,135	452	452	14	7,698

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

機械装置 13年～14年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19. 売上収益」に記載のとおりであります。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 関係会社株式の評価

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	7,613	9,111

前事業年度の関係会社株式には、非上場の子会社株式7,435百万円が含まれております。

また、当事業年度の関係会社株式には、非上場の子会社株式8,150百万円が含まれております。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式の取得に際して、原則として社内で株式価値を算定し、取得価額の決定の基礎としております。株式価値は直近の事業計画等の純利益を、事業形態の類似性等の一定の仮定を織り込んで選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定しております。

その後の関係会社株式の評価方法として、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識する方法を採用しております。

市場価格のない株式の評価に用いる実質価額には、投資時の超過収益力が含まれており、投資時における投資先の過去の実績や将来の売上高成長率等の一定の過程を織り込んで算定した事業計画等を基礎として算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## (会計方針の変更)

## ('法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準'の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が財務諸表に与える影響はありません。

## (未適用の会計基準等)

## (リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

## 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## 2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「販売用不動産」については、金額が僅少となったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「販売用不動産」102百万円、その他157百万円は、「その他」259百万円として組み替えております。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた34百万円は、「受取配当金」19百万円、「その他」15百万円として組み替えております。

前事業年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」については、金額が僅少となったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」0百万円は、「その他」0百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	149百万円	268百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
売掛金	170百万円	286百万円
未収入金	119 "	182 "
立替金	3 "	49 "
買掛金	13 "	45 "
未払金	247 "	256 "
預り金	37 "	123 "

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
土地	- 百万円	52百万円
機械及び装置	- "	133 "
売掛金	- "	1 "
計	- "	188 "

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	- 百万円	216百万円
1年内返済予定長期借入金	- "	15 "
長期借入金	- "	150 "
計	- "	381 "

4 当座借越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越契約の総額	- 百万円	1,629百万円
借入実行残高	- "	216 "
差引額	- "	1,412 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	3,307百万円	3,458百万円
給料及び手当	1,298百万円	1,835百万円
減価償却費	94百万円	108百万円
おおよその割合		
販売費	54.2%	58.2%
一般管理費	45.8%	41.8%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	163百万円	355百万円
売上原価	57百万円	116百万円
販売費及び一般管理費	235百万円	310百万円
営業取引以外の取引による取引高	198百万円	959百万円

## (有価証券関係)

子会社株式及び関係会社株式は、市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。  
なお、市場価格のない株式等の子会社及び関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	7,417百万円	8,141百万円
関係会社株式	195 "	970 "
計	7,613 "	9,111 "

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
資産調整勘定	13百万円	3百万円
投資有価証券	- "	144 "
減損損失	0 "	- "
未払金	- "	249 "
未払法人税等	- "	21 "
返金負債	- "	83 "
資産除去債務	68 "	74 "
株式報酬費用	8 "	- "
その他	54 "	3 "
繰延税金資産小計	144百万円	580百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	79 "	222 "
評価性引当額小計	79百万円	222百万円
繰延税金資産合計	65百万円	358百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	62百万円	62百万円
繰延税金負債合計	62 "	62 "
繰延税金資産(は負債)の純額	2百万円	295百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	4.3%
住民税均等割等	0.5%	0.8%
配当金の益金不算入額	- %	19.8%
税額控除	4.1%	6.8%
評価性引当額の増減	3.2%	0.0%
その他	0.5%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%	9.4%

(企業結合等関係)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 6.企業結合及び非支配持分の取得」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 連結財務諸表 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 19.売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「連結財務諸表注記 31.重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	340	4	-	25	319	51
機械装置	269	10	-	22	258	28
工具、器具及び備品	171	91	0	75	187	188
土地	108	42	1	-	149	-
建設仮勘定	-	448	-	-	448	-
有形固定資産計	890	598	1	123	1,362	268
無形固定資産						
ソフトウェア	290	208	2	48	448	-
顧客関連資産	-	55	-	1	53	-
その他	0	-	-	0	0	-
無形固定資産計	291	263	2	49	502	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社	増床に伴う増加	29百万円
建設仮勘定	群馬県太田市	蓄電設備取得による増加	200百万円
建設仮勘定	群馬県伊勢崎市	蓄電設備取得による増加	180百万円
建設仮勘定	長野県佐久市	蓄電設備取得による増加	61百万円
顧客関連資産	本社	一人親方労災保険組合 営業権取得による増加	55百万円

【引当金明細表】

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	0	0	0	0

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.theport.jp/">https://www.theport.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第13期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月18日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月18日関東財務局長に提出。

#### (3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第14期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2024年5月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年6月21日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月19日

ポート株式会社  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 金井 政直

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

みんな就株式会社に係るのれんの算定及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれん4,554百万円（総資産の20%）を計上している。これには2024年4月1日付けにて取得し連結子会社とした、クチコミ就職情報サイト「みんな就」を運営する、みんな就株式会社（以下「同社」という。）に係るのれん1,829百万円が含まれている。</p> <p>同社株式の取得に際して、会社は自社で株式価値を算定し、取得価額の決定の基礎としている。株式価値は同社の2023年12月期の着地見込みを基礎とした純利益を、同社との事業形態の類似性等を考慮して選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定している。また、会社は企業結合日において経営者が識別可能と判断した同社から受け入れた無形資産を識別しているが、この算定に当たり、会社は外部専門家を利用し、識別した無形資産は一定の仮定を織り込んだロイヤリティ免除法等の評価モデルを用いて公正価値を算定している。</p> <p>また、会社は、のれんの減損テストについて、連結会計年度末及び減損の兆候が存在する場合にはその都度実施しており、各資金生成単位の回収可能価額を測定し、帳簿価額と回収可能価額とを比較している。会社は、各資金生成単位の回収可能価額を、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としている。</p> <p>使用価値は、取締役会で承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、同社との事業形態の類似性等を考慮して選定した類似公開企業の財務情報を基に算定した当該資金生成単位の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定している。当該事業計画は、同社の過年度の実績を参考に決定した将来の売上収益の成長率等の一定の仮定に基づき、作成されている。</p> <p>処分コスト控除後の公正価値は、同社の2025年3月期の実績を基礎とした純利益を、同社との事業形態の類似性等を考慮して選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定している。</p> <p>これらの仮定は、連結財務諸表注記「4.重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」、「6.企業結合及び非支配持分の取得」及び「10.のれん及び無形資産」に記載されているように経営者の主観的な判断を伴うものである。</p> <p>とりわけ、同社に係るのれんは、残高が1,829百万円と金額的重要性が高いことに加え、のれんの算定及び評価にて用いられる同社の事業計画、資金生成単位の加重平均資本コストや類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率等は、一定の仮定を織り込んでおり経営者の判断が重要な影響を及ぼすとともに、高度な専門性が求められる。</p> <p>したがって、当監査法人は、みんな就株式会社に係るのれんの算定及び評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、みんな就株式会社に係るのれんの算定及び評価が適切かどうかを検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損を含む連結決算プロセスに関して会社が構築した内部統制の整備状況の有効性を評価した。</li> </ul> <p>(2) のれんの算定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子会社の取得の経緯について経営者等に質問するとともに、取締役会議事録等を閲覧し、経済合理性を検討した。</li> <li>会社が自社で算定した株式価値の評価手法、計算過程を検証し、算定プロセスの合理性について検討した。</li> <li>事業形態の類似性等を基に会社が選定した類似公開企業の妥当性を検討した。</li> <li>類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率の基礎となる主要なインプットについて、経営者等に質問するとともに、比較可能な外部資料等の客観的な資料との比較を行い、その合理性を検討した。</li> <li>会社が認識した識別可能な無形資産について、識別した無形資産の具体的な内容を把握し、企業結合の取引目的と整合しているか、実態を反映して適切に分類され、計上されているかどうか、経営会議資料等をもとに検討した。</li> <li>経営者が利用した専門家の無形資産の評価報告書のレビューを実施し、識別した無形資産について、その評価手法及び計算過程を検証し、算定プロセスの合理性について検討した。また、経営者が利用した専門家の適性、能力及び客観性を評価した。</li> </ul> <p>(3) のれんの評価の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>のれんを配分した資金生成単位の範囲及び帳簿価額の妥当性を検証した。</li> <li>会社が自社で算出した回収可能価額の評価手法、計算過程を検証し、算定プロセスの合理性について検討した。</li> <li>将来キャッシュ・フローについて、取締役会で承認された事業計画との整合性を検証した。また、過年度の事業計画と実績を比較することにより、事業計画の精度を評価した。</li> <li>将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要なインプットと、それを踏まえた売上収益の成長率等の妥当性を検討するため、経営者等に質問するとともに、過年度の売上収益の実績成長率を分析した。</li> <li>資金生成単位の加重平均資本コスト及び類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率の基礎となる主要なインプットについて、経営者等に質問するとともに、客観的な外部資料等との比較を行い、その合理性を検討した。</li> </ul>

## その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年6月18日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポート株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ポート株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

ポート株式会社  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 金井 政直

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポート株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の取得価額の算定及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式9,111百万円（総資産の50%）を計上している。</p> <p>関係会社株式の取得に際して、会社は原則として自社で株式価値を算定し、取得価額の決定の基礎としている。株式価値は直近の事業計画等の純利益を、事業形態の類似性等の一定の仮定を織り込んで選定した類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率に乗じて算定している。</p> <p>その後の関係会社株式の評価については、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となる。</p> <p>市場価格のない株式の評価に用いる実質価額には、投資時の超過収益力が含まれており、投資時における投資先の過去実績を参考に決定した将来の売上収益の成長率等の一定の仮定を織り込んで算定した事業計画等を基礎として算定している。</p> <p>これらの仮定は、財務諸表注記（重要な会計上の見積り）で記載されているように関係会社株式の算定及び評価にて用いられる事業計画、類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率等は一定の仮定を織り込んでおり、経営者の判断が重要な影響を及ぼすとともに、高度な専門性が求められることから、当監査法人は、関係会社株式の算定及び評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の算定及び評価が適切かどうかを検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係会社株式の評価に関する連結決算プロセスに関して会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> </ul> <p>(2) 関係会社株式の取得価額の算定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係会社株式の取得の経緯について経営者等に質問するとともに、取締役会議事録等を閲覧し、経済合理性を検討した。</li> <li>会社が自社で算定した企業価値の評価手法、計算過程を検証し、算定プロセスの合理性について検討した。</li> <li>会社が選定した事業形態の類似性等を基に選定した類似公開企業の妥当性を検討した。</li> <li>類似公開企業の株価と財務指標を用いて算出した倍率の基礎となる主要なインプットについて、経営者等に質問するとともに、比較可能な外部資料等の客観的な資料との比較を行い、その合理性を検討した。</li> </ul> <p>(3) 関係会社株式の評価の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社の評価手法、計算過程を検証し、算定プロセスの合理性について検討した。</li> <li>将来キャッシュ・フローについて、取締役会で承認された事業計画との整合性を検証した。また、過年度の事業計画と実績を比較することにより、事業計画の精度を評価した。</li> <li>将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要なインプットとそれを踏まえた売上収益の成長率等の妥当性を検討するため、経営者等に質問するとともに、過去実績からの売上収益の成長率の分析を実施した。</li> </ul>

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。